

大和市教育委員会 3 月定例会

日 時 令和 2 年 3 月 26 日

午後 12 時 30 分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会 議 時 間 の 決 定

3 前 会 会 議 録 の 承 認

4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定

5 教 育 長 の 報 告

6 議 事

日程第 1 (議案第 11 号) 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 2 (議案第 12 号) 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 3 (議案第 13 号) 大和市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する規程について

日程第 4 (議案第 14 号) 大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱等の一部を改正する要綱について

日程第 5 (議案第 15 号) 放課後寺子屋やまと事業等実施要綱の一部を改正する要綱について

日程第 6 (議案第 16 号) 大和市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する要綱について

7 そ の 他

8 閉 会

議案第 11 号

大和市教育局事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

大和市教育局事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

大和市教育局委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条教育部教育総務課第7号中「任免」を「委嘱及び解嘱」に改める。

第5条第2項第8号中「情報教育」を「教育の情報化」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(部、課及び室の事務分掌)</p> <p>第4条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部 教育総務課 (1)～(6) 略 (7) 非常勤特別職職員の<u>委嘱及び解嘱</u>に関すること。 (8)～(35) 略 学校教育課～指導室</p> <p>(教育研究所)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 教育研究所の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) <u>教育の情報化</u>の推進に関すること。 (9)・(10) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(部、課及び室の事務分掌)</p> <p>第4条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部 教育総務課 (1) 教育委員会の会議に関すること。 (7) 非常勤特別職職員の<u>任免</u>に関すること。 (8) 公印の管理に関すること。 学校教育課～指導室</p> <p>(教育研究所)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 教育研究所の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) <u>情報教育</u>の推進に関すること。 (9)・(10) 略</p> <p>3 略</p>

議案第 12 号

大和市教育局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
について

大和市教育局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、
審議願いたく提案する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

大和市教育局

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大和市職員定数条例（昭和27年大和町条例第2号）別表に規定する」を削る。

第3条第2項中「担当部長」を「次長、担当部長」に改める。

第4条を次のように改める。

（臨時又は非常勤の職の種類等）

第4条 前条に規定する職のほか、臨時又は非常勤の職を置く。

2 前項に規定する臨時の職には、臨時的任用職員（大和市職員の職の設置に関する規則（昭和40年大和市規則第9号）第4条第2項各号に掲げる職員をいう。）をもって充てる。この場合において、事務に従事する者を事務嘱託とし、技術に従事する者を技術嘱託とし、用務に従事する者を用務嘱託とする。

3 第1項に規定する非常勤の職には、非常勤職員（大和市職員の職の設置に関する規則第4条第3項各号に掲げる職員をいう。）をもって充てる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項並びに第31条第1項及び第2項に基づき、教育委員会の職員の職の設置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職名)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する職のほか、必要があると認めるときは、事務局又は所管機関に<u>次長、担当部長、参事、担当課長、主幹及び主任指導主事を置くことができる。</u></p> <p><u>(臨時又は非常勤の職の種類等)</u></p> <p>第4条 <u>前条に規定する職のほか、臨時又は非常勤の職を置く。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する臨時の職には、臨時的任用職員（大和市職員の職の設置に関する規則（昭和40年大和市規則第9号）第4条第2項各号に掲げる職員をいう。）をもって充てる。この場合において、事務に従事する者を事務嘱託とし、技術に従事する者を技術嘱託とし、用務</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項並びに第31条第1項及び第2項に基づき、<u>大和市職員定数条例（昭和27年大和町条例第2号）別表に規定する</u>教育委員会の職員の職の設置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職名)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する職のほか、必要があると認めるときは、事務局又は所管機関に担当部長、参事、担当課長、主幹及び主任指導主事を置くことができる。</p> <p><u>(臨時又は非常勤の職員の種類等)</u></p> <p>第4条 <u>前条に規定する職のほか、臨時又は非常勤の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年大和市条例第21号）第2条、第3条若しくは第4条の規定により採用される職を除く。）として嘱託員を置き、特定の事務、技術又は用務に従事させる。この場合において、事務に従事する者を事務嘱託とし、技術に従事する者を技術嘱託とし、用務に従事する者を用務嘱託とする。</u></p>

に従事する者を用務嘱託とする。

3 第1項に規定する非常勤の職には、非常勤職員（大和市職員の職の設置に関する規則第4条第3項各号に掲げる職員をいう。）をもって充てる。

議案第 13 号

大和市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する規程について

大和市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する規程について、審議願いたく提案する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会訓令第 号

大和市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する規程

(大和市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 大和市教育委員会事務決裁規程(昭和43年大和市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2 教育総務課、公印の項を次のように改める。

公印	① 公印の新調、改刻及び廃止の承認 ② 事前公印の使用承認 ③ 公印の印影の刷込み承認 ④ 電子公印の使用及び廃止の承認					
----	---	--	--	--	--	--

別表第2 教育総務課、採用・更新の項決裁事項\決裁者の欄中「・更新」を削り、同項教育長の欄第2号を次のように改める。

② 条件付採用職員の正式採用(会計年度任用職員に係るものを除く。)

(大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程(令和2年大和市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1(2)人事関係の表任免の項の改正規定を次のように改める。

別表第1(2)人事関係の表任免の項を次のように改める。

任免				① 予算の範囲内での会計年度任用職員の任免 ② 条件付採用の会計年度任用職員の正式採用	非常勤特別職職員の委嘱及び解嘱	教育総務課長に合議
----	--	--	--	--	-----------------	-----------

別表第1(2)人事関係の表服務、営利企業への従事等の許可の項の改正規定を次のように改める。

別表第1(2)人事関係の表服務、営利企業への従事等の許可の項中「及び非常勤職員」を削る。

附 則

この訓令中第1条の規定は、令和2年4月1日から、第2条の規定は公表の日から施行する。

大和市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案							現行						
別表第1 (第4条関係) (1) 略 (2) 人事関係							別表第1 (第4条関係) (1) 略 (2) 人事関係						
決裁事項 \\決裁者	主幹兼 係長	課長	次長	部長	教育長	備考	決裁事項 \\決裁者	主幹兼 係長	課長	次長	部長	教育長	備考
略							略						
任免				① 予算 の範囲 内での <u>会計年 度任用 職員</u> の 任免 ② 条件 付採用 の <u>会計 年度任 用職員</u> の正式 採用	非常勤 特別職 職員の 委嘱及 び解嘱	略	任免				<u>予算の範 囲内での 非常勤職 員の任免</u>	非常勤 特別職 職員の 委嘱及 び解嘱	略
略							略						

服 務	略						
	営 利 企 業 へ の 従 事 等 の 許 可				臨 時 的 任 用 職 員	全 職 員 (部 長 の 権 限 に 係 る も の を 除 く。)	
	略						

(3) 略

別表第2 (第4条関係)

主管 課	決 裁 事 項 \\ 決 裁 者	課 長	次 長	部 長	教 育 長	備 考
教 育 総 務 課	略					
	公 印	① 公 印 の 新 調 、 改 刻 及 び 廢 止 の 承 認 ② 事 前 公 印 の 使 用 承				

服 務	略						
	営 利 企 業 へ の 従 事 等 の 許 可				臨 時 的 任 用 職 員 、 <u>再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員</u> 及 び <u>任 期 付 短 時 間 勤 務 職 員</u>	全 職 員 (部 長 の 権 限 に 係 る も の を 除 く。)	
	略						

(3) 略

別表第2 (第4条関係)

主管 課	決 裁 事 項 \\ 決 裁 者	課 長	次 長	部 長	教 育 長	備 考
教 育 総 務 課	略					
	公 印				公 印 の 新 調 、 改 刻 及 び 廢 止 の 承 認	① 事 前 公 印 の 使 用 承

		認 ③ 公印 の印影 の刷込 み承認 ④ 電子 公印の 使用及 び廃止 の承認							
略									
採用			臨時的 任用職 員の採 用及び 給与の 決定	① 職員の 採用及び 初任給の 決定 ② <u>条件付 採用職員 の正式採 用（会計 年度任用 職員に係 るものを 除く。）</u>	略				
略									
略									
		認 ② 公印 の印影 の刷込 み承認							
略									
採用・ 更新			臨時的 任用職 員の採 用及び 給与の 決定	① 職員の 採用及び 初任給の 決定 ② <u>任期付 職員及び 再任用職 員の更新</u>	略				
略									
略									

議案第 14 号

大和市教育局が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱等の一部を改正する要綱について

大和市教育局が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱等の一部を改正する要綱について、審議願いたく提案する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

大和市教育局

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会告示第 号

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱等の一部を改正する要綱

(大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱の一部改正)

第1条 大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱（平成20年大和市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「補助金交付事業」を「補助金交付等事業」に改める。

第2条の見出しを「（補助金交付等事業）」に改め、同条中「補助事業」を「補助金交付等事業」に改める。

第3条中「前条に定める補助事業」を「前項に規定するもののほか、補助金交付等事業」に改め、「もののほか、大和市補助金交付規則によるものとする」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

補助金交付等事業に係る補助金の交付は、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）によるものとする。

(大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

第2条 大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱の一部を改正する要綱（令和2年大和市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の改正規定を次のように改める。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市教育委員会が所掌する事項（大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）第2条第1項の規定により補助執行させるものを除く。）に係る補助金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付等を行う事業（以下「補助金交付等事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
別表の改正規定を次のように改める。

別表に次のように加える。

大和市青少年相談員連絡協議会運営費補助金交付事業	大和市内の青少年非行防止活動の推進を図るために、大和市青少年相談員連絡協議会の組織運営及び活動を支援することを目的とする。
大和市立北大和小学校増築に伴う電波障害対策事業	市立北大和小学校の増築に伴う電波障害により地上デジタルテレビ放送の視聴が困難となった世帯に対し、代替手段を取ることで生じる経済的負担の軽減を目的とする。

附 則

この要綱中第1条の規定は、令和2年4月1日から、第2条の規定は公表の日から施行する。

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、大和市教育委員会が所掌する事項（大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）第2条第1項の規定により補助執行させるものを除く。）に係る<u>補助金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付等を行う事業（以下「補助金交付等事業」という。）</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(補助金交付等事業)</u></p> <p>第2条 <u>補助金交付等事業</u>の名称及び主な目的は、別表のとおりとする。</p> <p>(補助金の交付等)</p> <p>第3条 <u>補助金交付等事業に係る補助金の交付は、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）によるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、補助金交付等事業に必要な予算執行等、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第22条第5号に定める大和市長の権限に属する事務に関して必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか</u>、大和市教育委員会が所掌する事項（大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）第2条第1項の規定により補助執行させるものを除く。）に係る<u>補助金交付事業（以下「補助事業」という。）</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(補助事業)</u></p> <p>第2条 <u>補助事業</u>の名称及び主な目的は、別表のとおりとする。</p> <p>(補助金の交付等)</p> <p>第3条 前条に定める<u>補助事業</u>に必要な予算執行等、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第22条第5号に定める大和市長の権限に属する事務に関して必要な事項は、別に定める<u>もののほか、大和市補助金交付規則によるものとする。</u></p>

別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	主な目的	名称	主な目的
略		略	
大和市立北大和小学校増築に伴う電波障害対策事業	市立北大和小学校の増築に伴う電波障害により地上デジタルテレビ放送の視聴が困難となった世帯に対し、代替手段を取ることで生じる経済的負担の軽減を目的とする。		

議案第 15 号

放課後寺子屋やまと事業等実施要綱の一部を改正する要綱について

放課後寺子屋やまと事業等実施要綱の一部を改正する要綱について、審議願いたく提案する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会告示第 号

放課後寺子屋やまと事業等実施要綱の一部を改正する要綱

放課後寺子屋やまと事業等実施要綱（平成26年大和市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

題名を「大和市放課後寺子屋やまと事業等実施要綱」に改める。

第1条中「が学習支援を受ける環境を整備する」を「の安全で安心な居場所を設けるとともに、学習支援の場を提供する」に改める。

第10条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（運営委員会）

第10条 寺子屋を円滑に運営するために、別に定めるところにより、実施校ごとに運営委員会を置く。

第9条を削る。

第8条第3項中「受け入れ」を「受入れ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 学習支援ボランティアは、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も、同様とする。

第8条を第9条とする。

第7条第1項中「（大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第2号）に定める「放課後寺子屋やまとコーディネーター」をいう。）」を削り、同条第2項中「行う」を「業務とする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 放課後寺子屋やまとコーディネーターは、事業の企画運営及び連絡調整を業務とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「利用時、受付簿に必要事項を記入し」を「事前に交付する参加カードを利用時に第8条に規定するスタッフに提示し」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、原則として第1号に掲げる日に放課後寺子屋又は子ども教室のいずれかの事業を行うものとする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（実施方法）

第3条 放課後寺子屋は、子ども教室（大和市放課後子ども教室推進事業実施要綱（平成23年大和市教育委員会告示第10号）第1条に規定する子ども教室をいう。以下同じ。）と相互に連携して実施し、もって両事業を効果的に実施するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

放課後寺子屋やまと事業等実施要綱新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>大和市放課後寺子屋やまと事業等実施要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条</u> この要綱は、地域住民の参画を得ながら放課後等に児童の安全で安心な居場所を設けるとともに、<u>学習支援の場を提供することにより</u>、児童の学習習慣の定着及び学力向上を図ることを目的とする、放課後寺子屋やまと事業及び夏休み寺子屋やまと事業（以下「寺子屋」と総称する。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(実施方法)</u></p> <p><u>第3条</u> 放課後寺子屋は、子ども教室（大和市放課後子ども教室推進事業実施要綱（平成23年大和市教育委員会告示第10号）第1条に規定する子ども教室をいう。以下同じ。）と相互に連携して実施し、<u>もって両事業を効果的に実施することができるようにするものとする。</u></p> <p>(実施場所及び対象児童)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(実施日及び実施時間)</p> <p><u>第5条</u> 寺子屋の実施日は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定める日のうちから、実施校ごとに定める。<u>ただし、原則として第1号に掲げる日に放課後寺子屋又は子ども教室のいずれかの事業を行うものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p style="text-align: center;">放課後寺子屋やまと事業等実施要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地域住民の参画を得ながら放課後等に児童が<u>学習支援を受ける環境を整備することにより</u>、児童の学習習慣の定着及び学力向上を図ることを目的とする、放課後寺子屋やまと事業及び夏休み寺子屋やまと事業（以下「寺子屋」と総称する。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実施場所及び対象児童)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(実施日及び実施時間)</p> <p><u>第4条</u> 寺子屋の実施日は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定める日のうちから、実施校ごとに定める。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p>

(利用方法)

第6条 寺子屋を利用する児童は、事前に交付する参加カードを利用時に第8条に規定するスタッフに提示しなければならない。

(費用)

第7条 略

(放課後寺子屋やまとコーディネーター及び学習支援員の配置)

第8条 寺子屋を運営するために、実施校ごとに放課後寺子屋やまとコーディネーター及び学習支援員（以下「スタッフ」と総称する。）を配置するものとし、その人数は実施校ごとに定める。

2 放課後寺子屋やまとコーディネーターは、事業の企画運営及び連絡調整を業務とする。

3 学習支援員は、学習支援及び次条に定める学習支援ボランティアの指導を業務とする。

(学習支援ボランティア)

第9条 略

2 略

3 学習支援ボランティアの受入れに関して必要な事項は別に定める。

4 学習支援ボランティアは、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も、同様とする。

(利用方法)

第5条 寺子屋を利用する児童は、利用時、受付簿に必要事項を記入しなければならない。

(費用)

第6条 略

(放課後寺子屋やまとコーディネーター及び学習支援員の配置)

第7条 寺子屋を運営するために、実施校ごとに放課後寺子屋やまとコーディネーター（大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第2号）に定める「放課後寺子屋やまとコーディネーター」をいう。）及び学習支援員（以下「スタッフ」と総称する。）を配置するものとし、その人数は実施校ごとに定める。

2 学習支援員は、学習支援及び次条に定める学習支援ボランティアの指導を行う。

(学習支援ボランティア)

第8条 略

2 略

3 学習支援ボランティアの受け入れに関して必要な事項は別に定める。

(守秘義務等)

第9条 スタッフ及び学習支援ボランティアは、活動上知り得た秘密を

(運営委員会)

第10条 寺子屋を円滑に運営するために、別に定めるところにより、実施校ごとに運営委員会を置く。

(委任)

第11条 略

他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 略

議案第 16 号

大和市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する要綱について

大和市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する要綱について、審議願
いたく提案する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会告示第 号

大和市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市放課後子ども教室推進事業実施要綱（平成23年大和市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得ることにより、地域社会の中で児童の健全育成」を「安全で安心な居場所を設けるとともに、異なる学年の児童及び地域住民との交流その他の体験的なふれあいの場を提供することにより、児童の健全な心身の育成」に改める。

第2条第1号中「安全・安心で」を「安全で安心、かつ、」に改め、同条第2号中「地域住民」の前に「異なる学年の児童及び」を加え、「交流活動等」を「交流」に改め、同条第3号中「異なる学年の児童との交流を図る事業」を「身体的な育成につながるスポーツ等の機会」に改め、同条第4号中「健全育成」を「健全な心身の育成」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 創造力及び空間的思考の育成につながる工作等の機会を提供すること。

(5) 昔遊び等による日本の伝統的文化に触れる機会を提供すること。

第10条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（交流活動ボランティア）

第9条 子ども教室の円滑な運営と交流活動の充実のため、教育委員会は、地域住民等によるボランティア（以下「交流活動ボランティア」という。）を置くよう努めるものとする。

2 交流活動ボランティアは、交流活動及びパートナーの補助を行う。

3 交流活動ボランティアの受入れに関して必要な事項は別に定める。

4 交流活動ボランティアは、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も、同様とする。

第8条を削る。

第7条の見出し中「安全管理員及び学習アドバイザー」を「放課後子ども教室チーフパートナー等」に改め、同条第1項中「安全管理員及び学習アドバイザー（以下「パートナー」という。）」を「放課後子ども教室チーフパートナー及び放課後子ども教室パートナー（以下「パートナー」と総称する。）」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 放課後子ども教室チーフパートナーは、事業の企画運営及び連絡調整を業務とする。

3 放課後子ども教室パートナーは、事業の実施及び児童の安全確保を業務とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「利用時、受付簿に必要事項を記入し」を「事前に交付する参加カードを利用時に第8条に規定するパートナーに提示し」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「及び実施時間」を削り、同項ただし書中「のうち、午後2時から午後5時まで」を「に子ども教室又は放課後寺子屋のいずれかの事業を行うもの」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 子ども教室の実施時間は、原則として午後2時から午後5時までとする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(実施方法)

第3条 子ども教室は、放課後寺子屋（大和市放課後寺子屋やまと事業等実施要綱（平成26年大和市教育委員会告示第9号）第2条第1号に規定する放課後寺子屋をいう。以下同じ。）と相互に連携して実施し、もって両事業を効果的に実施するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

大和市放課後子ども教室推進事業実施要綱新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この要綱は、放課後に児童の<u>安全で安心な居場所を設けるとともに、異なる学年の児童及び地域住民との交流その他の体験的なふれあいの場を提供することにより、児童の健全な心身の育成を図ることを目的とする、大和市放課後子ども教室推進事業（以下「子ども教室」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(事業内容)</p> <p>第2条 子ども教室の事業内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 児童の<u>安全で安心、かつ、健全な居場所を提供すること。</u></p> <p>(2) <u>異なる学年の児童及び地域住民との交流の機会を提供すること。</u></p> <p>(3) <u>身体的な育成につながるスポーツ等の機会を提供すること。</u></p> <p>(4) <u>創造力及び空間的思考の育成につながる工作等の機会を提供すること。</u></p> <p>(5) <u>昔遊び等による日本の伝統的文化に触れる機会を提供すること。</u></p> <p>(6) その他児童の<u>健全な心身の育成上必要な事業を提供すること。</u></p> <p><u>(実施方法)</u></p> <p>第3条 <u>子ども教室は、放課後寺子屋（大和市放課後寺子屋やまと事業等実施要綱（平成26年大和市教育委員会告示第9号）第2条第1号に規定する放課後寺子屋をいう。以下同じ。）と相互に連携して実施し、もって両事業を効果的に実施するものとする。</u></p> <p>(実施場所及び対象児童)</p>	<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この要綱は、放課後に児童の<u>安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得ることにより、地域社会の中で児童の健全育成を図ることを目的とする、大和市放課後子ども教室推進事業（以下「子ども教室」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(事業内容)</p> <p>第2条 子ども教室の事業内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 児童の<u>安全・安心で健全な居場所を提供すること。</u></p> <p>(2) 地域住民との<u>交流活動等</u>の機会を提供すること。</p> <p>(3) <u>異なる学年の児童との交流を図る事業を提供すること。</u></p> <p>(4) その他児童の<u>健全育成上必要な事業を提供すること。</u></p> <p>(実施場所及び対象児童)</p>

第4条 略

2 略

(実施日及び実施時間)

第5条 子ども教室の実施日は、実施校ごとに定める。ただし、原則として大和市長立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市長教育委員会規則第4号）に規定する休業日を除く日に子ども教室又は放課後寺子屋のいずれかの事業を行うものとする。

2 子ども教室の実施時間は、原則として午後2時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、実施日及び実施時間を臨時に変更し、又は中止することができる。

(利用方法)

第6条 子ども教室を利用する児童は、事前に交付する参加カードを利用時に第8条に規定するパートナーに提示しなければならない。

(費用)

第7条 略

(放課後子ども教室チーフパートナー等の配置)

第8条 子ども教室を運営するために、実施校ごとに放課後子ども教室チーフパートナー及び放課後子ども教室パートナー（以下「パートナー」と総称する。）を配置するものとし、その人数は実施校ごとに定める。

2 放課後子ども教室チーフパートナーは、事業の企画運営及び連絡調整を業務とする。

3 放課後子ども教室パートナーは、事業の実施及び児童の安全確保を業務とする。

第3条 略

2 略

(実施日及び実施時間)

第4条 子ども教室の実施日及び実施時間は、実施校ごとに定める。ただし、原則として大和市長立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市長教育委員会規則第4号）に規定する休業日を除く日のうち、午後2時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、実施日及び実施時間を臨時に変更し、又は中止することができる。

(利用方法)

第5条 子ども教室を利用する児童は、利用時、受付簿に必要事項を記入しなければならない。

(費用)

第6条 略

(安全管理員及び学習アドバイザーの配置)

第7条 子ども教室を運営するために、実施校ごとに安全管理員及び学習アドバイザー（以下「パートナー」という。）を配置するものとし、その人数は実施校ごとに定める。

2 安全管理員は、子ども教室を利用する児童の安全確保等を業務とする。

3 学習アドバイザーは、事業の企画・指導等を業務とする。

(交流活動ボランティア)

第9条 子ども教室の円滑な運営と交流活動の充実のため、教育委員会は、地域住民等によるボランティア（以下「交流活動ボランティア」という。）を置くよう努めるものとする。

- 2 交流活動ボランティアは、交流活動及びパートナーの補助を行う。
- 3 交流活動ボランティアの受入れに関して必要な事項は別に定める。
- 4 交流活動ボランティアは、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も、同様とする。

(運営委員会)

第10条 略

(委任)

第11条 略

(守秘義務等)

第8条 パートナーは、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も、同様とする。

(運営委員会)

第9条 略

(その他)

第10条 略

議案第 17 号

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する
条例の公布に伴う関係規則の整備に関する規則について

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の公
布に伴う関係規則の整備に関する規則について、審議願いたく提案する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の公布に伴う関係規則の整備に関する規則
(大和市立図書館条例施行規則等の廃止)

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 大和市立図書館条例施行規則（昭和31年大和市教育委員会規則第7号）
- (2) 大和市生涯学習センター条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第12号）
- (3) 大和市青少年センター条例施行規則（平成8年大和市教育委員会規則第2号）

(大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第2条 大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「教育機関」の次に「（市長の職務権限とされたものを除く。以下同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (17) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第8条の2第2項の規定による意見聴取に関すること。

第4条第2項中「の各号」を削る。

(大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第3条 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」を「教育長」に改める。

別表第1、2の項事務の欄中第6号を削り、同表3の項事務の欄中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第16号及び第17号を削り、5の項事務の欄中「大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）」を「事務委任規則」に改める。

別表第2(3)その他の表中指定管理の項を削る。

別表第3子ども・青少年課、青少年センターの項を削り、図書・学び交流課、公民館の項中「生涯学習センターにかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの」、「生涯学習センターの事業計画の策定及び改定に関するもので重要なもの」及び「事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。」を削り、図書・学び交流課、図書館の項中「図書館にかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの」、「図書館にかかる事業計画の策定及び改定に関するもので重要なもの」及び「事務委任規則第2条第1項に

当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。」を削る。

(大和市教育委員会が所管する手続等における大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 大和市教育委員会が所管する手続等における大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年大和市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者」を削る。

(大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条」を「第33条第1項」に改める。

(大和市立学校施設使用条例施行規則の一部改正)

第6条 大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「昭和44年教育委員会規則第12号」を「令和2年大和市規則第 号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則新旧対照表（第2条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（付議事項）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事項は、委員会の会議に付さなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>学校その他の教育機関（市長の職務権限とされたものを除く。以下同じ。）</u>の設置、廃止及び位置又は名称の変更の決定に関する こと。</p> <p>（3）～（16） 略</p> <p>（17） <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第8条の2第2項の規定による意見聴取に関すること。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>（委任事項）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 教育長は、前項の規定により委任を受けた事項のうち、次に掲げる事項の管理及び執行の状況について、委員会の会議に報告しなければならない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 略</p>	<p>（付議事項）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事項は、委員会の会議に付さなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置又は名称の変更の決定に関する こと。</p> <p>（3）～（16） 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（委任事項）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 教育長は、前項の規定により委任を受けた事項のうち、<u>次の各号</u>に掲げる事項の管理及び執行の状況について、委員会の会議に報告しなければならない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 略</p>

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則新旧対照表（第3条）

（下線部分は、改正部分）

改正案			現行		
<p>（教育長の指揮監督等）</p> <p>第3条 前条に定める場合において、<u>教育長</u>は、部長等を指揮監督し、重要事項等の決裁をするものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>			<p>（教育長の指揮監督等）</p> <p>第3条 前条に定める場合において、<u>教育委員会教育長</u>（以下「<u>教育長</u>」という。）は、部長等を指揮監督し、重要事項等の決裁をするものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>		
	事務	職員		事務	職員
	略			略	
2	(1)～(5) 略	略	2	(1)～(5) 略 <u>(6) 青少年センターの管理運営に関すること。</u>	略
3	(1)～(10) 略 <u>(11)～(14) 略</u>	略	3	(1)～(10) 略 <u>(11) 生涯学習センターに関すること。</u> <u>(12)～(15) 略</u> <u>(16) 図書館に関すること。</u> <u>(17) 図書館資料等の選択に関すること。</u>	略
	略			略	
5	(1) 略 (2) この補助執行において、 <u>事務委任規則</u> に基づく事項について、 <u>教育委員会の会議</u> に出席し、説明又は報告すること。	略	5	(1) 略 (2) この補助執行において、 <u>大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則</u> （昭和40年大和市教育委員会規則第1	略

(3) 略

別表第2（第4条関係）

(1)・(2) 略

(3) その他

決裁事項／決裁者	主幹兼係長	課長	次長	部長	教育長	備考
略						

号)に基づく事項について、教育委員会の会議に出席し、説明又は報告すること。 (3) 略
--

別表第2（第4条関係）

(1)・(2) 略

(3) その他

決裁事項／決裁者	主幹兼係長	課長	次長	部長	教育長	備考
略						
指定管理					① 施設等を損傷し、又は滅失させた者に対する原状回復又は損害賠償の指	① 協定書の締結 ② 管理運営等の評価 ③ 利用料金及び協定書に定める教育

略						

別表第3（第4条関係）

補助執行させる課	決裁事項／決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
略						
こども・青少年課	青少年教育	略				

				示 ② 事業報告書の受理	委員会の承認	
略						

別表第3（第4条関係）

補助執行させる課	決裁事項／決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
略						
こども・青少年課	青少年教育	略				
		青少年センター 二	青少年センターの利用の承認にかか るもので定例的なもの （所定		青少年センターの利用の承認にかか るもので異例なもの	

						職員に 専決さ せるこ と。)				
図書・学 び交流課	社会教 育	略								
	公民館	① 略 ② 略 ③ 略								
	図書館	① 略 ② 略								
図書・学 び交流課	社会教 育	略								
	公民館	① 略 ② 略 ③ 略						生涯学 習セン ターに かかる 事業計 画の策 定及び 改定に 関する もので 軽易な もの	生涯学 習セン ターの 事業計 画の策 定及び 改定に 関する もので 重要な もの	事務委 任規則 第2条 第1項 に当た る事項 は、教 育委員 会の会 議に付 さなけ ればな らな い。
	図書館	① 略 ② 略						図書館 にかか る事業 計画の 策定及 び改定	図書館 にかか る事業 計画の 策定及 び改定	事務委 任規則 第2条 第1項 に当た る事項

略						

				に <u>関す</u> るもの で <u>軽易</u> なもの	に <u>関す</u> るもの で <u>重要</u> なもの	は、 <u>教</u> <u>育</u> <u>委</u> <u>員</u> <u>会</u> <u>の</u> <u>会</u> <u>議</u> <u>に</u> <u>付</u> <u>き</u> <u>な</u> <u>け</u> <u>ら</u> <u>ば</u> <u>な</u> <u>ら</u> <u>な</u> <u>い</u> <u>。</u>
略						

大和市教育委員会が所管する手続等における大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則新旧対照表（第4条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第2条 略</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 教育委員会等 大和市教育委員会若しくは大和市教育委員会に置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>（2）・（3） 略</p>	<p>（定義） 第2条 略</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 教育委員会等 大和市教育委員会若しくは大和市教育委員会に置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められた<u>もの及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者</u>をいう。</p> <p>（2）・（3） 略</p>

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則新旧対照表（第5条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第33条第1項</u>の規定に基づき、大和市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の円滑かつ適正な運営を図り、もって教育の水準の維持向上に資するため、その管理運営の基本的事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第33条</u>の規定に基づき、大和市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の円滑かつ適正な運営を図り、もって教育の水準の維持向上に資するため、その管理運営の基本的事項を定めるものとする。</p>

大和市立学校施設使用条例施行規則新旧対照表（第6条）

（下線部分は、改正部分）

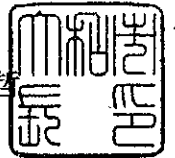
改正案	現行
<p>（利用者登録の承認等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、大和市生涯学習センター条例施行規則（<u>令和2年大和市規則第 号</u>）第5条第3項各号に掲げる登録団体は、1号使用に限り登録団体とみなす。</p>	<p>（利用者登録の承認等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、大和市生涯学習センター条例施行規則（<u>昭和44年教育委員会規則第12号</u>）第5条第3項各号に掲げる登録団体は、1号使用に限り登録団体とみなす。</p>



令和2年3月17日

大和市教育委員会教育長 柿本 隆夫 殿

大和市長 大 木



大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（回答）

このことについて、地方自治法第180条の7に基づき協議された件（令和2年3月4日付協議書）について、次のとおり同意いたします。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務のうち、こども部長及びこども・青少年課の職員に補助執行させる事務について、令和2年4月1日から下記のとおり改正するものとする。

別表第1（第2条関係）

補助執行する事務（改正後）	補助執行する事務（現行）
1 青少年教育に係る調査及び企画に関すること。	1 青少年教育に係る調査及び企画に関すること。
2 青少年教育施設の整備計画に関すること。	2 青少年教育施設の整備計画に関すること。
3 青少年関係団体の指導及び育成に関すること。	3 青少年関係団体の指導及び育成に関すること。
4 青少年指導者の育成に関すること。	4 青少年指導者の育成に関すること。
5 青少年を対象とする集会、講座、研修等の開催、指導助言及び育成に関すること。	5 青少年を対象とする集会、講座、研修等の開催、指導助言及び育成に関すること。
	6 <u>青少年センターの管理運営に関すること。</u>

(2) 教育委員会の権限に属する事務のうち、文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員に補助執行させる事務について、令和2年4月1日から下記のとおりとするものとする。

別表第1 (第2条関係)

補助執行する事務 (改正後)	補助執行する事務 (現行)
1 社会教育の総合的な企画調整に関する こと。	1 社会教育の総合的な企画調整に関する こと。
2 社会教育に係る調査及び企画に関する こと。	2 社会教育に係る調査及び企画に関する こと。
3 社会教育施設の整備計画に関するこ と。	3 社会教育施設の整備計画に関するこ と。
4 社会教育指導者の育成に関すること。	4 社会教育指導者の育成に関すること。
5 社会教育に係る講座、討論会、講習 会、講演会、展示会その他の集会に関 すること。	5 社会教育に係る講座、討論会、講習 会、講演会、展示会その他の集会に関 すること。
6 社会教育に対する支援に関すること。	6 社会教育に対する支援に関すること。
7 社会同和教育に係る啓発に関するこ と。	7 社会同和教育に係る啓発に関するこ と。
8 ユネスコ活動に関すること。	8 ユネスコ活動に関すること。
9 社会教育委員に関すること。	9 社会教育委員に関すること。
10 学習機会提供の総合管理に関するこ と。	10 学習機会提供の総合管理に関するこ と。
	<u>11 生涯学習センターに関すること。</u>
<u>11</u> 学校施設の使用による生涯学習の振興 に関すること。	<u>12</u> 学校施設の使用による生涯学習の振興 に関すること。
<u>12</u> 生涯学習センター関係機関との連絡調 整に関すること。	<u>13</u> 生涯学習センター関係機関との連絡調 整に関すること。
<u>13</u> 地域を対象とする講座、展示会その他 各種集会に関すること。	<u>14</u> 地域を対象とする講座、展示会その他 各種集会に関すること。
<u>14</u> 読書活動の総合的な企画調整に関する こと。	<u>15</u> 読書活動の総合的な企画調整に関する こと。
	<u>16 図書館に関すること。</u>
	<u>17 図書館資料等の選択に関すること。</u>



- (3) 上記(1)及び(2)については、令和2年第1回市議会に上程された「大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例」が可決、公布された場合に適用するものとする。
- (4) この補助執行において、こども部長及び文化スポーツ部長は所属職員を指揮監督するものとする。
- (5) この補助執行において、その執行に当たり疑義のある事項又は異例と認められる事項については、あらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。
- (6) この補助執行におけるその他の必要な事項は、教育委員会が別に定める。

事務担当
政策部 行政改革推進課
行政改革推進係
内線 5 3 5 2

議案第 18 号

大和市教育局の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について

大和市教育局の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について、審議願いたく提案する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

大和市教育局

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会訓令第 号

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程（平成21年大和市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2、1 こども部の表を削り、別表第2、2 文化スポーツ部の表中図書・学び交流課の項を削り、同表中「スポーツ課」を「図書・学び交流課及びスポーツ課」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案				現行			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
				1 こども部			
				<u>補助執行課</u>	<u>許認可等事務</u>	<u>根拠法令</u>	<u>標準処理期間</u>
				<u>こども・青少年課</u>	<u>青少年センターの利用等の承認</u>	<u>大和市青少年センター条例(平成8年大和市条例第15号)第4条及び大和市青少年センター条例施行規則(平成8年大和市教育委員会規則第2号)第6条第2項</u>	<u>即日</u>
				2 文化スポーツ部			
<u>補助執行課</u>	<u>許認可等事務</u>	<u>根拠法令</u>	<u>標準処理期間</u>	<u>補助執行課</u>	<u>許認可等事務</u>	<u>根拠法令</u>	<u>標準処理期間</u>
				<u>図書・学び交流課</u>	<u>生涯学習センターの利用者資格等に関する登録</u>	<u>大和市生涯学習センター条例(昭和44年大和市条例第20号)第8条</u>	<u>14日</u>
					<u>生涯学習センターの利用の承認</u>	<u>同条例第10条</u>	<u>即日</u>

					<u>学校施設の使用許可</u>	<u>施設条例第2条第1項</u>	<u>14日</u>
					<u>学校施設の利用者登録</u>	<u>同条例第2条第1項並びに施設規則第4条、第5条及び第6条</u>	<u>14日</u>
					<u>学校施設の使用料還付</u>	<u>同条例第5条第3項ただし書</u>	<u>7日</u>
					<u>学校施設の使用料の減免</u>	<u>同条例第5条第2項及び施設規則第10条</u>	<u>14日</u>
					<u>利用者カードの交付</u>	<u>大和市立図書館条例施行規則（昭和31年大和町教育委員会規則第7号）第8条第1項及び同条第2項</u>	<u>即日</u>
<u>図書・学び交流課及びスポーツ課</u>	学校施設の使用許可	施設条例第2条第1項	14日	スポーツ課	学校施設の使用許可	施設条例第2条第1項	14日
	学校施設の利用者登録	同条例第2条第1項並びに施設規則第4条、第5条及び第6条	14日		学校施設の利用者登録	同条例第2条第1項並びに施設規則第4条、第5条及び第6条	14日
	学校施設の使用料還付	同条例第5条第3項ただし書	7日		学校施設の使用料還付	同条例第5条第3項ただし書	7日
	学校施設の使用料の減免	同条例第5条第2項及び施設規則第10条	14日		学校施設の使用料の減免	同条例第5条第2項及び施設規則第10条	14日

議案第 19 号

大和市図書館条例施行規則に定める事項に関する協議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条第 3 項の規定に基づく大和市立図書館条例施行規則に定める事項に関する協議について、審議願いたく提案する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

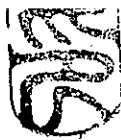
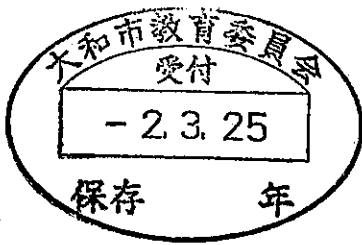
令和 2 年 3 月 2 6 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育委員会
教育長 柿 本 隆 夫

大和市立図書館条例施行規則に定める事項に関する協議について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 3 条第 3 項の規定に基づき協議された件（令和 2 年 3 月 2 5 日付）について、同意します。



令和2年3月25日

大和市教育委員会教育長 柿本 隆夫 殿

大和市長 大木



大和市立図書館条例施行規則に定める事項に関する協議について（協議）

このことについて、令和2年4月1日より大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成24年大和市条例第21号）第1条第1号に掲げる事務について、別添のとおり、同号アに掲げる教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項に係る規則を定めたいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第3項の規定に基づき、協議します。

事務担当：

文化スポーツ部 図書・学び交流課 図書係

大和市規則第 号

大和市図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市立図書館条例(昭和31年大和町条例第31号。以下「条例」という。)

第11条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 館内では喫煙しないこと。
- (2) 館内の指定の場所以外では飲食しないこと。
- (3) 館内の指定の場所以外では携帯電話等の通話はしないこと。
- (4) 指定管理者の指示に従うこと。

(貸出しを受けることができるもの)

第3条 図書館資料の貸出しを受けることができるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所又は居所を有する者
- (2) 市内の学校、官公署、会社等に在学又は在勤する者
- (3) 前号に規定する学校、官公署、会社等の団体
- (4) 市長が他の市町村と締結した図書館の広域的な利用に関する協定に係るその市町村に住所を有する者
- (5) その他指定管理者が特に必要と認め、市長の承認を得た者及び団体

(貸出しの点数及び期間)

第4条 図書館資料の貸出しを受ける場合の点数は、1回につき10点(貸出しを受ける際、現に貸出しを受けている図書館資料がある場合は、その点数も含む。)以内とし、貸出期間は、貸出しをした日の翌日から起算して14日とする。ただし、貸出期間の満了する日が休館日に当たるときは、その翌日以降の最初の開館日を貸出期間が満了する日とする。

2 前項の規定に関わらず、前条第3号及び第5号に規定する団体が、図書館資料の貸出しを受ける場合の点数は1回につき300点以内とし、貸出期間は、貸出しをした日の翌日から起算して90日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、貸出しの点数及び期間を変更することができる。

(貸出し図書館資料の制限)

第5条 館外貸出しをする図書館資料は、指定管理者が貸出禁止と定めたもの以外のものとする。

(督促)

第6条 指定管理者は、図書館資料の貸出しを受けたものが、貸出期間満了後、当該資料を返還しない場合は、書面、電話等で督促を行うものとする。

(貸出しの停止)

第7条 指定管理者は、図書館資料の貸出しを受けたものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを停止することができる。

(1) 前条に規定する督促をしてもなお当該資料を返却しない場合

(2) 条例第10条の規定による賠償をしない場合

(貸出しの手続)

第8条 図書館資料の貸出しを受けようとするものは、貸出登録票に所定の事項を記入し、住所、氏名等を証する書類を添えて提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する貸出登録票の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、利用者カードを交付するものとする。

3 図書館資料の貸出しを受ける場合は、前項に規定する利用者カードを提出しなければならない。

(登録内容の変更)

第9条 利用者カードの発行を受けたものが、登録内容を変更したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(利用者カードの有効期間)

第10条 利用者カードの有効期間は、交付の日から5年間とする。

2 利用者カードの発行を受けた者は、第8条第1項に定める書類を提示することにより、利用者カードの有効期間の更新を受けることができる。

3 前項の更新を受けた場合の利用者カードの有効期間は、当該更新の日から5年間とする。

(利用者カードの再交付)

第11条 利用者カードを紛失したときは、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。

(利用者カードの譲渡等の禁止)

第12条 利用者カードの交付を受けたものは、その利用者カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(図書等の複写)

第13条 図書館資料の複写を希望する者（以下「申込者」という。）は、図書館資料複写申込書により各図書館長に申し込まなければならない。

2 図書館資料の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に基づき行うものとする。

3 前項に規定する複写に要する費用は申込者の負担とする。ただし、公務上複写をするとき、又は各図書館長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(様式)

第14条 この規則の規定により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	貸出登録票	第8条
第2号様式	利用者カード	第8条
第3号様式	図書館資料複写申込書	第13条

議案第 20 号

大和市生涯学習センター条例施行規則に定める事項に関する協議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条第 3 項の規定に基づく大和市生涯学習センター条例施行規則に定める事項に関する協議について、審議願いたく提案する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

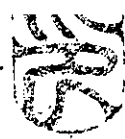
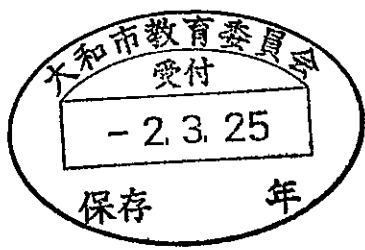
令和2年3月26日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育委員会
教育長 柿 本 隆 夫

大和市生涯学習センター条例施行規則に定める事項に関する協議に
ついて（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第
33条第3項の規定に基づき協議された件（令和2年3月25日付）について、
同意します。



令和2年3月25日

大和市教育委員会教育長 柿本 隆夫 殿

大和市長 大木



大和市生涯学習センター条例施行規則に定める事項に関する協議について（協議）

このことについて、令和2年4月1日より大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成24年大和市条例第21号）第1条第1号に掲げる事務について、別添のとおり、同号イに掲げる教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項に係る規則を定めたいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第3項の規定に基づき、協議します。

事務担当：

文化スポーツ部 図書・学び交流課 学び交流係

大和市生涯学習センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 条例第8条の規定により、会議室、講習室、集会室、和室、スタジオ、美術・工芸室、調理実習室及びアリーナ（以下「会議室等」という。）並びに大和市渋谷学習センター多目的ホール（以下「多目的ホール」という。）を利用するための登録を受けようとする者（個人にあっては、大和市生涯学習センタースタジオ（中）及びスタジオ（小）を利用しようとする者に限る。）は、必要に応じ活動内容が分かる書類等を添えて、生涯学習センター登録申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(登録の承認等)

第3条 指定管理者は、前条に規定する申請があったときは、その利用の目的及び内容を審査し、登録を承認するときは、生涯学習センター登録決定通知書により、その登録を承認しないときにはその旨を申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定により登録の承認を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があった場合、速やかに生涯学習センター登録変更申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(登録の更新等)

第4条 登録者は、指定管理者が別に定める方法により、登録の更新を行わなければならない。

2 前項の規定により登録者が更新を行わなかったときは、その利用を停止するものとする。

(利用申請)

第5条 条例第10条の規定により会議室等及び多目的ホールの利用について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項について、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号。以下「情報通信条例」という。）第3条に基づく電子情報処理組織を使用した申請（以下「電子申請」という。）により、指定管理者に利用申請を行わなければならない。

(1) 団体の名称並びに代表者の氏名、住所及び連絡先（個人の場合は、氏名、住所及び連絡先）

(2) 利用しようとする施設の名称及び室名

- (3) 利用しようとする日時、人数及び目的
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた事項
- 2 利用申請を行うことができる期間は、別表第1のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体に限り、利用日の属する月の3月前の初日から同月の10日までの間に利用申請を行うことができる。
- (1) 国及び地方公共団体
 - (2) 公共的団体
 - (3) 社会教育関係団体（前2号に掲げる団体並びに営利団体及び法人を除き、組織的かつ継続的に活動している団体であって、市内に在住し、在学し、又は在勤する者に対して社会教育に関する活動を行っている団体をいう。以下同じ。）
 - (4) 市民等の団体（前3号に掲げる団体及び営利団体を除き、構成員の2分の1以上が市内に在住し、在学し、又は在勤する者で占める団体。ただし、法人にあつては、市内に所在地を有する者に限る。）
- 4 前3項の規定にかかわらず、多目的ホールについて、次に掲げる要件を満たした利用の場合は、別表第2に定める期間に利用申請を行うことができる。この場合においては、多目的ホール早期予約催事利用申請書を提出する。
- (1) 発表会、講演会、展示会その他指定管理者が認めたもの
 - (2) 利用時間が連続して4時間以上
- 5 第3項の規定による利用申請は、8件を上限とする。
- 6 第1項及び第3項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、別表1に定める始期よりも前に利用申請を行うことができるものとする。

(利用承認等)

第6条 指定管理者は、前条第1項の規定による利用申請を受けたときは、その利用目的及び内容を審査し、次に掲げる区分に応じて通知を行うものとする。

- (1) 会議室等及び多目的ホール 利用を承認するときは、情報通信条例第4条に基づく電子情報処理組織を使用した通知（以下「電子通知」という。）により、利用を承認しないときはその旨を申請者に通知する。
 - (2) 多目的ホール早期予約催事利用 利用を承認するときは電子通知により、利用を承認しないときはその旨を申請者に通知する。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により利用申請を受けた場合は利用日の3月前の

月に属する11日に承認を行う。この場合において、その利用申請が重複した場合は、抽選によりこれを決定する。

(利用時間の区分等)

第7条 会議室等及び多目的ホールの利用時間の区分は、別表第3のとおりとする。ただし、指定管理者が生涯学習センターの運営上支障がないと認めた場合には延長し、又は繰上げすることができる。

2 前項の利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

3 図書室の供用時間は、指定管理者が別に定める。

(利用の取消し)

第8条 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が利用日時等の取消しをしようとするときは、利用日の3日前の日までに電子申請により申請しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、直ちに電子通知その他の方法により利用者に通知するものとする。

(利用料金の適用)

第9条 条例第12条第1項の利用料金を納入すべき会議室等並びに附属設備及び備品は、別表第4に定めるものに適用するものとする。

(利用料金の納付)

第10条 利用者は、その利用前に、条例第12条第1項の利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第11条 条例第12条第4項の規定による減免は、別表第5のとおりとする。ただし、この規定は営利を目的として利用する場合並びに市民交流ラウンジ及び個人用ロッカーの利用には適用しない。

(利用料金の還付)

第12条 利用者の責めによらない理由により利用することができなくなった場合は、条例第12条第5項ただし書の規定により、利用料金の全額又は一部を還付するものとする。

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、生涯学習センター利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、生涯学習センター利用料金還付決定通

知書によりその旨を通知するものとする。

(利用の打合せ)

第13条 利用者は、生涯学習センターの利用について事前に生涯学習センターの職員（以下「職員」という。）と利用方法その他必要な事項を打合せしなければならない。

(整理員の配置)

第14条 利用者は、生涯学習センターの利用に際し、生涯学習センター内外の秩序保持のため必要な整理員を置かなければならない。

(来館者の遵守事項)

第15条 来館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 職員が要求した場合は、利用者等であることが確認できる書類等を提示すること。
- (3) 承認された以外の施設、設備等を利用しないこと。
- (4) 許可なく火気を使用し、又は危険物若しくは不衛生な物品を持ちこまないこと。
- (5) 許可なく壁、柱、窓等にはり紙し、又は釘類を打ちこまないこと。
- (6) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食しないこと。
- (7) 許可なく物品を販売しないこと。
- (8) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) 施設の管理上の掲示物による指示又は職員の指示に従うこと。

(管理上の入室等)

第16条 来館者は、職員が施設の管理上特に必要があつて入室等を要求したときは、これを拒むことができない。

(利用者の点検及び報告)

第17条 利用者は、施設、設備等の利用を終了したときは、直ちに点検を行い、その結果を報告しなければならない。

(文書等の種類)

第18条 この規則の施行のために必要な様式は、別表第6のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

国及び地方公共団体・公共的団体・社会教育 関係団体・市民等の団体		左記以外	
始期	終期	始期	終期
利用日の属する月の 3月前の12日か ら。ただし、休館日 のときは、その翌日 とする。	利用の前まで。ただ し、利用日の午後5時 （大和市生涯学習セン ター及び大和市北部文 化・スポーツ・子育て センターにおいては、 午後9時15分。以下 この表において同 じ。）までとする。	利用日の属する月の2 月（本市に居住し、通 勤し、又は通学する個 人以外の個人がスタジ オ（中）及びスタジオ （小）を利用しようと する場合は、1月）前 の初日から	利用の前まで。ただ し、利用日の午後5時 までとする。

別表第2（第5条関係）

国及び地方公共団体・公共的団体・社会教育 関係団体・市民等の団体		左記以外	
始期	終期	始期	終期
利用日の属する月の 5月前の初日から。 ただし、休館日のと きは、その翌日とす る。	利用日の属する月の4 月前の末日まで。ただ し、休館日のときは、 その前日とする。	利用日の属する月の4 月前の初日から。ただ し、休館日のときは、 その翌日とする。	利用日の属する月の4 月前の末日まで。ただ し、休館日のときは、 その前日とする。

別表第3（第7条関係）

1 会議室等及び多目的ホールの適用（アリーナの個人利用を除く。）

	利用時間の区分
1	午前9時から午前11時まで
2	午前11時から午後1時まで
3	午後1時30分から午後3時30分まで
4	午後3時30分から午後5時30分まで
5	午後5時30分から午後7時30分まで
6	午後7時30分から午後9時30分まで

2 アリーナの個人利用の適用

	利用時間の区分
1	午前9時から正午まで
2	正午から午後3時まで
3	午後3時から午後6時まで
4	午後6時から午後9時まで

別表第4（第9条関係）

1 大和市生涯学習センターの会議室等の適用

室名\区分	適用する室
講習室	講習室（601）
大会議室	会議室（602及び610）
中会議室	会議室（603）
小会議室	会議室（604、605、606、607及び609）
スタジオ（大）	スタジオ大（301）
スタジオ（中）	スタジオ中（302）
スタジオ（小）	スタジオ小（303）
和室	和室（608）
美術・工芸室	文化創造室・会議室（612）
調理実習室	調理実習室・会議室（611）

2 大和市生涯学習センターの附属設備及び備品の適用

附属設備及び備品\区分	単位	適用する設備及び備品
団体用倉庫等	1区画	団体用倉庫又は団体用ロッカー
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位	個人用ロッカー、ポータブルPAパック、プロジェクター等

3 大和市つきみ野学習センターの会議室等の適用

室名\区分	適用する室
会議室	201会議室、202会議室及び303会議室
講習室	304講習室
集会室	203集会室
和室	301和室及び302和室

4 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの会議室等の適用

室名\区分	適用する室
会議室1	会議室1
会議室2	会議室2
会議室3	会議室3

会議室 4	会議室 4	
会議室 5	会議室 5	
多目的室	会議室 6	会議室 6
	会議室 7	会議室 7
	会議室 8	会議室 8
アリーナ	全面	アリーナ（全面）
	1 / 2	アリーナ（1 / 2）
	個人利用	アリーナ（個人利用）

5 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの附属設備及び備品の適用

附属設備及び備品\区分	単位	適用する設備及び備品
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位	個人用ロッカー、ポータブルPAパック、プロジェクター等

6 大和市桜丘学習センターの会議室等の適用

室名\区分	適用する室
会議室	104 会議室
講習室	103 講習室及び202 講習室
集会室	301 集会室
和室	102 和室

7 大和市渋谷学習センターの会議室等の適用

室名\区分	適用する室
302 スタジオ	302 スタジオ
303 スタジオ	303 スタジオ
304 講習室	304 講習室
305 講習室	305 講習室
306 和室	306 和室
307 会議室	307 会議室
308 会議室	308 会議室
309 講習室	309 講習室
310 講習室	310 講習室

別表第 5 (第 1 1 条関係)

	利用内容	減免の範囲
1	市又は指定管理者が主催し、又は共催する事業等に利用するとき	全額
2	国又は地方公共団体が主催する事業等に利用するとき	2分の1の額
3	公共的団体が主催する事業等に利用するとき	2分の1の額
4	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が主催する事業等に利用するとき	2分の1の額
5	社会教育関係団体がその活動目的のために利用するとき	2分の1の額
6	「やまと生涯学習ねっとわあく利用者」が利用するとき	2分の1の額
7	多目的ホール舞台のみを練習のために利用するとき	2分の1の額
8	その他指定管理者が特に必要があると認めたとき	指定管理者が定める割合

別表第6（第18条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	生涯学習センター登録申請書	第2条
第2号様式	生涯学習センター登録決定通知書	第3条
第3号様式	生涯学習センター登録変更申請書	第3条
第4号様式	多目的ホール早期予約催事利用申請書	第5条
第5号様式	生涯学習センター利用料金還付申請書	第12条
第6号様式	生涯学習センター利用料金還付決定通知書	第12条

議案第 21 号

大和市青少年センター条例施行規則に定める事項に関する協議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条第 3 項の規定に基づく大和市青少年センター条例施行規則に定める事項に関する協議について、審議願いたく提案する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

令和2年3月26日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育局
教育長 柿 本 隆 夫

大和市青少年センター条例施行規則に定める事項に関する協議
について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第
33条第3項の規定に基づき協議された件（令和2年3月25日付）について、
同意します。



令和2年3月25日

大和市教育委員会教育長 柿本 隆夫 殿

大和市長 大木 哲



大和市青少年センター条例施行規則に定める事項に関する協議について（協議）

このことについて、令和2年4月1日より大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成24年大和市条例第21号）第1条第1号に掲げる事務について、別添のとおり、同号ウに掲げる教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項に係る規則を定めたいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第3項の規定に基づき、協議します。

事務担当：

こども部 こども・青少年課 こども・青少年活動推進係

大和市規則第 号

大和市青少年センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市青少年センター条例（平成8年大和市条例第15号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 青少年センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月第3月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用の申込等)

第3条 条例第4条第1項の規定による利用承認を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、青少年センター利用申込書により市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、条例第3条第1号又は第2号に該当する者にあつては、センターを利用する日（以下「利用日」という。）の属する月の2月前の1日から、同条第3号に該当する者にあつては、利用日の属する月の1月前の1日から受け付ける（当該それぞれの月の1日が、大和市の休日を定める条例（平成元年大和市条例第3号）第1条に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日から受け付けるものとする。）。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の承認)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申込があつた場合において、その利用を承認し、又は不承認するときは、青少年センター利用承認（不承認）決定通知書を申込者に通知するものとする。

2 条例第4条第2項の規定により利用承認をしないときは、前項の規定による通知と併せて、その理由を申込者に通知するものとする。

(利用の変更又は取消し)

第5条 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、前条の規定による利用承認を受けた内容を変更し、又は取り消すときは、遅滞なく青少年センター利用変更（取消）申請書に前条

の青少年センター利用承認（不承認）決定通知書を添付し、市長に申請しなければならない。
ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、書類による手続を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を検討し、適当と認められた場合は、直ちに青少年センター利用変更（取消）決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、窓、扉等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (4) 許可なく寄付金の募集、物品の販売等を行わないこと。
- (5) 許可なく危険な物品又は動物（身体障害者が利用する場合において同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬で、同法第12条第1項に規定する表示をしたものを除く。）を持ち込まないこと。
- (6) 許可なく火気を使用し、又は特別の設備をしないこと。
- (7) 関係職員の指示に従うこと。

（管理上の立入り）

第7条 利用者は、関係職員が管理上特に必要があつて利用に係る施設に立入りを要求したときは、拒むことができない。

（損傷等の届出）

第8条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及びその理由を市長に届け出なければならない。

（様式）

第9条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	青少年センター利用申込書	第3条
第2号様式	青少年センター利用承認（不承認）決定通知書	第4条及び第5条
第3号様式	青少年センター利用変更（取消）申請書	第5条
第4号様式	青少年センター利用変更（取消）決定通知書	第5条

議案第 22 号

教育財産の用途の廃止について

教育財産の用途の廃止について、審議願いたく提案する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

教 育 財 産 の 概 要

財産の名称	大和市立図書館
所在地	大和市大和南 1 - 8 - 1
構造等	建物：鉄筋鉄骨コンクリート造 土地：2筆
面積等	建物延床面積：7162.08 m ² 土地面積計：2273.83 m ²
廃止の理由	大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴い、図書館に関する事務が市長部局へ移管されたため。
公用開始年月日	建物：平成 28 年 7 月 29 日 土地：平成 28 年 7 月 29 日
教育財産 用途廃止年月日	令和 2 年 3 月 31 日
現在評価額	3,728,784,714 円 (建物) 3,212,302,420 円 (土地) 516,482,294 円

大和市立図書館位置図



教 育 財 産 の 概 要

財産の名称	生涯学習センター
所在地	大和市大和南 1 - 8 - 1 (SiRiUS 内)
構造等	建物：鉄骨鉄筋コンクリート造 土地：2筆
面積等	建物延床面積：3,224.26 m ² 土地面積計：1,002.93 m ²
廃止の理由	大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴い、社会教育に関する事務が市長部局へ移管されたため。
公用開始年月日	建物：平成 28 年 11 月 3 日 土地：平成 28 年 7 月 29 日
教育財産 用途廃止年月日	令和 2 年 3 月 31 日
現在評価額	1,390,484,126 円 (建物) 1,162,676,600 円 (土地) 227,807,526 円

生涯学習センター 位置図



教 育 財 産 の 概 要

財産の名称	つきみ野学習センター
所在地	大和市つきみ野5-3-5
構造等	建物：鉄筋コンクリート造 1棟 土地：1筆
面積等	建物延床面積：2,011.17 m ² 土地面積：1,001.51 m ²
廃止の理由	大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴い、社会教育に関する事務が市長部局へ移管されたため。
公用開始年月日	建物：昭和62年4月1日 土地：不明
教育財産 用途廃止年月日	令和2年3月31日
現在評価額	422,840,330円 (建物) 188,201,560円 (土地) 234,638,770円

つきみ野学習センター 位置図



教 育 財 産 の 概 要

財産の名称	つきみ野学習センター屋外駐車場
所在地	大和市つきみ野5-4-27、28
構造等	土地：2筆
面積等	面積：374.85 m ²
廃止の理由	大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴い、社会教育に関する事務が市長部局へ移管されたため。
公用開始年月日	平成18年9月5日
教育財産 用途廃止年月日	令和2年3月31日
現在評価額	84,073,232 円

つきみ野学習センター屋外駐車場 位置図



教 育 財 産 の 概 要

財産の名称	北部文化・スポーツ・子育てセンター
所在地	大和市中央林間 1 - 3 - 1
構造等	建物：鉄骨造 1 棟 土地：1 筆
面積等	建物延床面積：3,944.57 m ² 土地面積：3,128.53 m ²
廃止の理由	大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴い、社会教育に関する事務が市長部局へ移管されたため。
公用開始年月日	建物：平成 30 年 8 月 1 日 土地：不明
教育財産 用途廃止年月日	令和 2 年 3 月 31 日
現在評価額	2,914,003,355 円 (建物) 2,198,912,124 円 (土地) 715,091,231 円

北部文化・スポーツ・子育てセンター位置図



教 育 財 産 の 概 要

財産の名称	北部文化・スポーツ・子育てセンター（工作物）
所在地	大和市中央林間 1-3-1
工作物名称	①ドア指はさみガード 3箇所 ②立入防止柵 2箇所 ③施設名及び衝突防止サイン 2箇所 ④ベビーキープ 1箇所 ⑤アリーナ畳寄せ金具 1箇所 ⑥自家発電設備給油口ユニットボックス配管カバー 1箇所
種 類	建物附属設備
廃止の理由	大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴い、社会教育に関する事務が市長部局へ移管されたため。
公用設置年月日	①平成 30 年 11 月 30 日 ②平成 30 年 12 月 28 日 ③平成 30 年 12 月 11 日 ④平成 31 年 3 月 11 日 ⑤平成 30 年 12 月 7 日 ⑥平成 30 年 11 月 30 日
教育財産 用途廃止年月日	令和 2 年 3 月 31 日
現在評価額	1,900,662 円 ① 89,919 円 ② 663,708 円 ③ 89,910 円 ④ 420,876 円 ⑤ 468,980 円 ⑥ 167,269 円

北部文化・スポーツ・子育てセンター 位置図



教 育 財 産 の 概 要

財産の名称	桜丘学習センター
所在地	大和市福田1-30-1
構造等	建物：鉄筋コンクリート造 1棟 土地：3筆
面積等	建物延床面積：1470.34 m ² 土地面積計：1,536.63 m ²
廃止の理由	大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴い、社会教育に関する事務が市長部局へ移管されたため。
公用開始年月日	建物：昭和59年11月27日 土地：昭和58年10月31日、11月18日（2筆）
教育財産 用途廃止年月日	令和2年3月31日
現在評価額	403,110,408 円 （建物 124,322,700 円 （土地）278,787,708 円

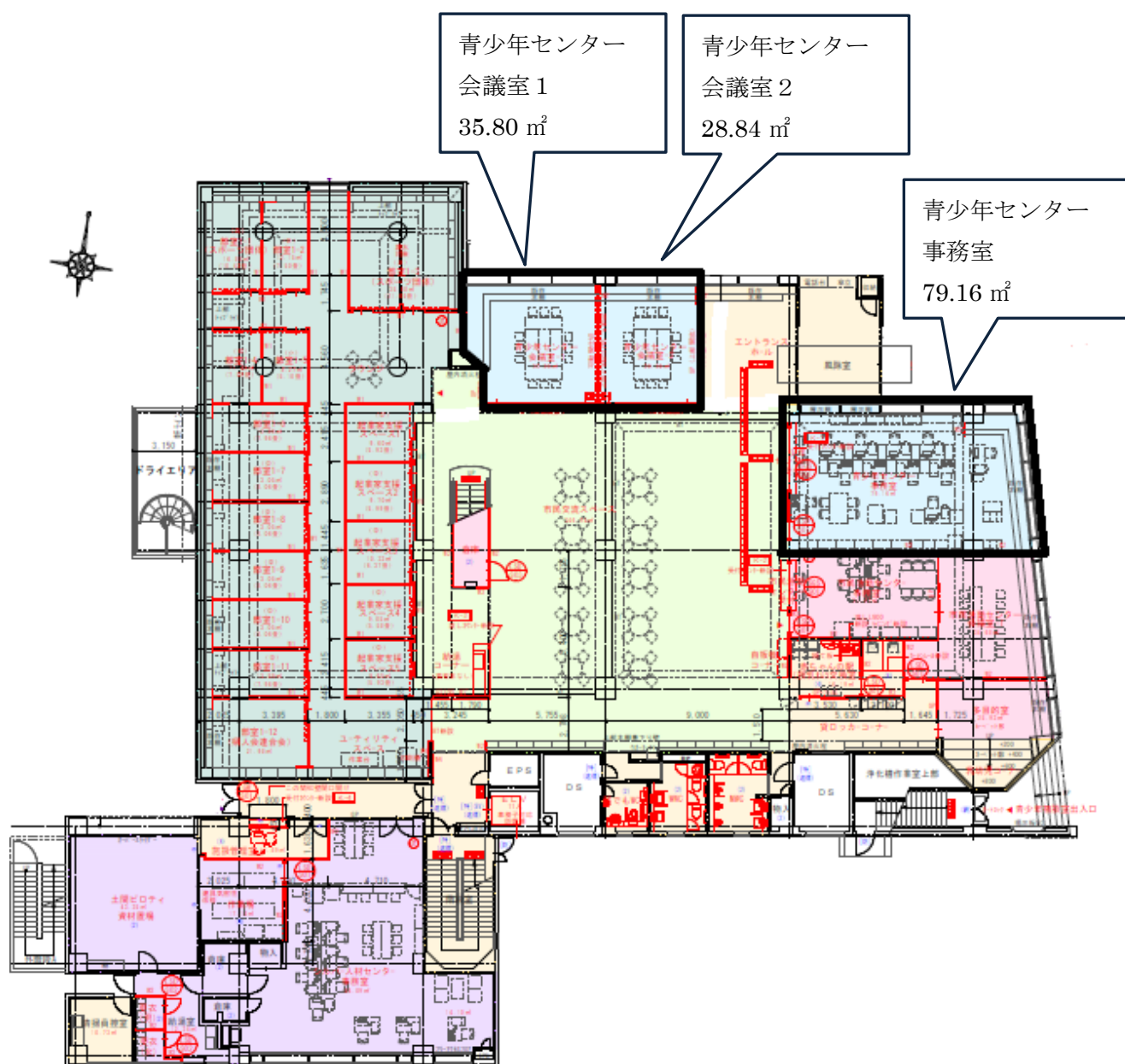
桜丘学習センター 位置図



教 育 財 産 の 概 要

財産の名称	大和市青少年センター ※大和市市民活動拠点ベテルギウス内
所在地	大和市深見西一丁目 2 - 1 7
構造等	建物：鉄筋コンクリート造 3 階建
面積等	建物延床面積：4009.33 m ² のうち 143.80 m ²
廃止の理由	大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴い、社会教育に関する事務が市長部局へ移管されたため。
公用開始年月日	平成 30 年 4 月 1 日
教育財産 用途廃止年月日	令和 2 年 3 月 31 日
現在評価額	268,832,400 円（建物全体）

大和市市民活動拠点ベテルギウス 1階平面図



【用途廃止】

青少年センター事務室・青少年センター会議室 1・青少年センター会議室 2

「第20回成人式大賞2020」成人式貢献賞受賞について

こども部 こども・青少年課

去る1月13日に開催した2020やまと成人式について、「第20回成人式大賞2020」に応募したところ、「成人式貢献賞」を受賞しました。

1. 2020やまと成人式

日 時： 令和2年1月13日（月・祝）

会 場： 大和スポーツセンター

主 催： 大和市、大和市教育委員会、やまと成人式実行委員会

出席者数： 1,638人（参加率：69.9%） *対象者数： 2,345人

2. 成人式大賞とは

主 催： 新成人式研究会（後援：文部科学省）

目 的： 現代に相応しい成人式の創造を図り、成人式の現状の一層の改善改革等に資するため、全国自治体等から当年度に実施された成人式を公募し、より有意義で創造性あふれる成人式を選定し顕彰する。

3. 第20回成人式大賞2020受賞結果について（裏面のとおり）

過去の神奈川県内の入賞自治体は、清川村、厚木市、川崎市、藤沢市、秦野市、大和市のみで、本市は、「第17回成人式大賞2017」において、最高賞である「成人式大賞」を受賞しています。「成人式大賞」受賞は県内歴代最高位です。

今回、本市が受賞した「成人式貢献賞」は、過年度において成人式大賞を受賞した自治体の成人式であって、他の模範とするにふさわしい高度な内容のものとして引き続き発展、向上を続けていると認められる成人式に贈られる賞です。

各賞	H21	H22	H23 ～ H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
成人式大賞			受賞なし				大和市			
成人式準大賞										
成人式会長賞										
成人式優秀賞					大和市	大和市				
成人式奨励賞					大和市					
成人式特別 貢献賞								大和市		
成人式貢献賞									大和市	大和市
成人式企画賞	川崎市	秦野市								
成人式 アイデア賞	厚木市	藤沢市								
成人式話題賞										
成人式努力賞										

※平成21年以降の県内受賞自治体を掲載

「第20回成人式大賞2020」受賞自治体一覧

主催／新成人式研究会・後援／文部科学省

成人式大賞

小野市（兵庫県）

成人式準大賞

笠岡市（岡山県）

成人式会長賞

東京都中央区（東京都）

成人式優秀賞

千歳市（北海道） 犬山市（愛知県）

成人式奨励賞

金ヶ崎町（岩手県）

成人式貢献賞

大和市（神奈川県）

成人式企画賞

西脇市（兵庫県）

成人式アイデア賞

館林市（群馬県）

成人式話題賞

桶川市（埼玉県）

成人式努力賞

熱海市（静岡県）

※各賞の同一賞の記載順序は、その賞の中での序列を示すものではありません。

「大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申合せ」に基づく報告

■通学路の安全対策に係る要望とその対応状況

★印は、合同点検希望箇所です

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
1	7月	緑野小	設置	【信号機】 ・事故多発地点なので、信号機を設置して欲しい	8月13日	(学校教育課) 信号機については所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。	11月8日
				【標識】 ・信号がなく、車両交通量が多いので、スクールゾーンの標識を設置して欲しい ・児童横断注意を促す標識・看板を設置して欲しい(2件)	8月13日	(道路安全対策課) スクールゾーンを示す看板を設置します。	11月8日
				【横断歩道】 ・次の横断歩道まで距離があるので、新たに横断歩道を設置して欲しい	8月13日	(道路安全対策課) 看板につきましては、当該箇所に看板を設置できる市所有物がないため、設置することができません。	11月8日
				【カーブミラー】 ・見通しが悪く危険なので、カーブミラーを設置して欲しい(2件)	8月13日	(学校教育課) 横断歩道については所管が交通管理者である警察のため、横断歩道の設置及び補修を大和警察署へ要望いたします。	11月8日
				8月13日	(道路安全対策課) 大和市では、見通しの悪い交差点など、事故発生の可能性が高い場所に、歩行者用ではなく車両用のカーブミラーを設置しています。現地を確認したところ、交差点の東からくる車の見通しが確保されていることから、当該箇所は設置しません。	11月8日	

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
1	7月	設置	【ガードレール】 ・歩道に児童があふれてしまい、車道に出してしまうので、ガードレールを設置して欲しい（2件） ・樹脂製ポールではなく、以前の様に鉄製ポールに戻して欲しい ・車が歩道に入り込む事も多いので、鉄柱またはガードレールを設置して欲しい	8月13日	（道路安全対策課） ガードレール等の防護柵を設置すると歩行空間が狭まり、車いすやベビーカー等の通行に支障をきたすため設置できません。	11月8日	
				8月13日	（道路・河川管理課） 既設のポールは車両ドライバーへの視線誘導によって安全を確保する目的で設置しております。ご了承ください。	10月8日	
				8月13日	（道路安全対策課） 巻き込み事故を防止するため、ポストコーンの設置を検討します。 （学校教育課） 横断歩道については所管が交通管理者である警察のため、横断歩道の設置を大和警察署へ要望いたします。	11月8日	
				【横断歩道（塗直）】 ・横断歩道のラインが消えかかり認識しづらい	8月13日	（学校教育課） 横断歩道については所管が交通管理者である警察のため、横断歩道の設置及び補修を大和警察署へ要望いたします。	11月8日
		路面標示	【横断歩道（新規）】 ・交通量の多い交差点。3方向には横断歩道があるが、1方向は横断歩道がない ・通学路であるが横断歩道がない ・交通量が大変多い道路	8月13日	（学校教育課） 横断歩道及び信号機については所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。	11月8日	
				8月13日	（学校教育課） 横断歩道及び信号機については所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。	11月8日	
			【外側線（塗直）】 ・外側線が消えている	8月13日	（道路安全対策課） 外側線については、順次復旧します。	11月8日	
			【外側線（新規）】 ・道路を広がって歩かないような意識を持つため	8月13日	（道路安全対策課） 外側線及びグリーンラインの新設については、警察と協議のうえ、設置を検討します。	11月8日	

要 望				対 応		
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日
1	7月	路面標示	【グリーンライン（新規）】 ・道路を広がって歩かないような意識を持つため ・片側にしかグリーンラインが引かれていない	8月13日	（道路安全対策課） 外側線及びグリーンラインの新設については、警察と協議のうえ、設置を検討します。	11月8日
			【停止線（塗直）】 ・路面標示が消えているので、停止線を塗直して欲しい（3件）	8月13日	（道路安全対策課） 停止線及び「止まれ」については所管が交通管理者である警察のため、路面標示の復旧を大和警察署へ要望いたします。	11月8日
			【停止線（新規）】 ・速度を落とさずに右折するので、停止線を設置して欲しい	8月13日	（学校教育課） 停止線については所管が交通管理者である警察のため、停止線の設置を大和警察署へ要望いたします。	11月8日
			【スクールゾーン】 ・信号がなく、車両交通量が多いのでスクールゾーンの路面標示をして欲しい ・運転手への注意喚起としてスクールゾーンの路面標示をして欲しい ・朝、交通量が多いのでスクールゾーンの路面標示をして欲しい	8月13日	（道路安全対策課） スクールゾーンを示す看板を設置します。	11月8日
				8月13日	（道路安全対策課） 「スクールゾーン」の設置については、順次行います。	11月8日
				8月13日	（道路安全対策課） 踏切に向かう向きに「スクールゾーン」の路面標示を順次設置します。	11月8日
			【カラー舗装（交差点）】 ・カラー舗装が薄くなっている ・交通量の多い交差点。事故多発地点	8月13日	（道路安全対策課） カラー舗装及び十字マークについては、順次復旧します	11月8日
				8月13日	（道路安全対策課） カラー舗装については、順次行います。	11月8日
			【水たまり】 ・集合場所に水たまりが多数できる。雨の日は水たまりの中に整列	8月13日	（学校教育課） 整列場所の変更をご検討ください。	1月30日
			【路面の凸凹】（2件） ・集合場所の地面に凸凹有 ・路面の凸凹を修復して欲しい	8月13日	（学校教育課） 集合場所の変更をご検討ください。	1月30日
		8月13日	（道路・河川管理課） 路面の凸凹に関する修繕は、今後検討致します。	10月8日		

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
1	7月	緑野小	設置	【通行規制】（一方通行）（2件） ・登下校時、学校の外周路を一方通行にして欲しい ・抜け道に利用されている。時間指定の一方通行にして欲しい	8月13日	（学校教育課） 通行規制については、沿道の住民の生活に影響を及ぼすため地域住民の総意として、地元自治会長名で交通管理者である大和警察署に要望してください。	11月8日
				【取締強化】（速度） ・減速することなく交差点に進入してくる	8月13日	（学校教育課） 交通指導について、大和警察署へ要望いたします。	11月8日
2	7月	林間小	設置	【看板】 ・通学路であることがわからないため、スピードを出す車がある。車に対して「通学路につき児童に注意」と児童に対して「とびだすな」の看板を設置して欲しい ・見通しが悪い道。「飛び出し注意」の看板を複数設置して欲しい ・住宅街の中が抜け道になっている。「通学路」の看板を設置して欲しい ・道が狭い割りに車の通りが激しい。「通学路につき児童に注意」の看板を設置して欲しい	8月13日	（道路安全対策課） 線路側から来た車等に対する看板の設置を検討いたします。	1月23日
					8月13日	（道路安全対策課） 東側から来た車等に対する飛び出し注意の看板等の設置を検討いたします。	1月23日
					8月13日	（道路安全対策課） 路面表示や看板等につきましては、設置を検討いたします。	1月23日
					8月13日	（道路安全対策課） 線路側から来た車等に対する「スクールゾーン」の路面標示の設置を検討いたします。	1月23日
					8月13日	（道路安全対策課） 線路側から来た車等に対する看板の設置を検討いたします。	1月23日
					8月13日	（道路安全対策課） 通学路標識等の設置を検討いたしますが、当該箇所（交差点南側）は私道であるため、設置には地権者等の承諾が必要になり、時間を要します。	1月23日
8月13日	（道路安全対策課） 線路側から来た車等に対する「スクールゾーン」の路面標示の設置を検討いたします。	1月23日					

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
2	7月	林間小	路面標示	【横断歩道（塗直）】 ・横断歩道が住宅の生け垣に向かっており、児童が横断する時に横断歩道からはみ出して斜めに歩かなければならない。横断歩道を広げるか、書き直して欲しい	8月13日	（道路安全対策課） 横断歩道につきましては、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたしました。	1月23日
				【横断歩道（新規）】 ・押しボタン式の信号なくなり、横断する人が増えた。横断歩道を設置して欲しい。	8月13日	（道路安全対策課） 「止まれ」及び横断歩道につきましては、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたしました。	1月23日
				【外側線（塗直）】 ・消えかかっているため、書き直して欲しい（2件）	8月13日	（道路安全対策課） 外側線につきましては、復旧いたしました。	1月23日
				【停止線（塗直）】 ・消えかかっているため、書き直して欲しい（2件）	8月13日	（道路安全対策課） 「止まれ」につきましては、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたしました。	1月23日
				【スクールゾーン（塗直）】 ・消えかかっているため、書き直して欲しい（2件）	8月13日	（道路安全対策課） 「スクールゾーン」の路面標示につきましては、順次復旧してまいります。	1月23日
				【スクールゾーン（新規）】 ・学校の門を過ぎてから「スクールゾーン」の路面標示があるが、門の手前に「スクールゾーン」の路面標示をして欲しい ・住宅街の中が抜け道になっている。「スクールゾーン」の路面標示をして欲しい	8月13日	（道路安全対策課） 当該箇所につきましては、「スクールゾーン」等の路面標示を門の前後に設置するよう検討してまいります。	1月23日
				8月13日	（道路安全対策課） 路面表示や看板等につきましては、設置を検討いたします。	1月23日	

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
2	7月	林間小	路面標示	【カラー舗装（交差点）】 ・元々カラー舗装であったがなくなった。カラー舗装に直して、児童が渡ることが分かるようにして欲しい ・校門の存在が分かりにくいいため、門の前をカラー舗装にして欲しい ・交差点のカラー舗装（再依頼）	8月13日	（道路安全対策課） カラー舗装の再設置を検討してまいります。	1月23日
				8月13日	（道路安全対策課） カラー舗装は、原則として交差点または横断歩道に設置しているため、当該箇所につきましては、「スクールゾーン」等の路面標示を門の前後に設置するよう検討してまいります。	1月23日	
				8月13日	（道路安全対策課） 交差点内のカラー舗装につきましては、横断歩道のカラー舗装が重複することで効果が薄れるため、設置は行いません。	1月23日	
4	8月8日	草柳小	撤去・補修	【樹木・植込み剪定】 ・「飛び出し注意」の看板が樹木で見えない	8月13日	（道路安全対策課） 木の葉について、道路・河川管理課許認可係に依頼しました。	1月23日
			交通規制	【取締強化】（速度） ・住宅街の中が抜け道になっていて、スピードを出す車で危険。登校時間帯に警察の取り締まりを強化して欲しい	8月13日	（道路安全対策課） 取り締まりにつきましては、大和警察署へ要望いたしました。	1月23日
			設置	【信号機】 止まれの標識等があるにも関わらず、車が一時停止せずに通るため、点滅信号を設置して欲しい	9月13日	（道路安全対策課） 大和市では、歩行者用ではなく車両用のカーブミラーを設置を進めています。現地を確認したところ、取付道路から見て、優先道路の交差点に進入する車を確認することができるため、大きいミラーへの変更はしません。交差点であることを強調するため、交差点マークの塗りなおしを行います。	2月18日
			【歩道】 速度落とせの表示があるにも関わらず、スピードを落とさないで通過する車があるため、歩道を設置して欲しい	9月13日	（学校教育課） 横断歩道・パトロール強化については所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。	2月18日	

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
4	8月8日	草柳小	設置	【カーブミラー】 ミラーの視野が狭く死角がある。広角なものか、大きなミラーにして欲しい	9月13日	(道路安全対策課) 大和市では、歩行者用ではなく車両用のカーブミラーを設置を進めています。現地を確認したところ、取付道路から見て、優先道路の交差点に進入する車を確認することができるため、大きいミラーへの変更はしません。交差点であることを強調するため、交差点マークの塗りなおしを行います。	2月18日
			設置	★【ガードレール】 横断歩道に抜ける車があるので、通り抜け防止のポールを設置して欲しい	9月13日	(道路安全対策課) 当該箇所を含め、市内の主要な交差点においては、安全対策を検討し、計画的に実施する予定です。	2月18日
			路面標示	【横断歩道】 横断歩道が消えていて認識しにくい(2件)	9月13日	(道路安全対策課) 横断歩道については所管が交通管理者である警察のため、横断歩道の補修を大和警察署へ要望いたします。	2月18日
				【停止線】 「止まれ」の文字が消えている(3件)	9月13日	(道路安全対策課) 停止線及び「止まれ」については所管が交通管理者である警察のため、路面標示の復旧を大和警察署へ要望いたします。	2月18日
			撤去・補修	【水たまり】 水はけが悪く、大型車からの水はねが、児童にかかる	9月13日	(道路・河川管理課) 来年度に舗装の修繕を行う予定です。	2月18日
				【路面の凸凹】 側溝の劣化による凸凹で、つまずき転倒する	9月13日	(道路・河川管理課) 側溝の補修については、今後検討致します。	2月18日
			交通規制	【取締強化】 速度落とせの表示があるにも関わらず、スピードを落とさないで通過する車がある	9月13日	(学校教育課) 横断歩道・パトロール強化については所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。	2月18日

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
12	11月13日	引地台小	設置	【カーブミラー】 小学校から歩道橋を渡り、交通量がある車道に出る丁字路。17年に左方向については見通しが確保されていると回答があったが、今年に入って車と子どもの接触事故も起きている。左方向を確認するためのミラー設置を希望します	11月19日	(道路安全対策課) カーブミラーは、安全確認の補助設備であり、その鏡面に写る物には必ず死角が生じるなどの危険性もあります。見通しが確保されている交差点にカーブミラーを設置すると、鏡面の写像を見るのみで目視確認を怠り、事故を誘発してしまう可能性があることから、増設は行いません。なお、「危険 飛び出し注意」の啓発看板を設置しました。また、交差点であることを明確にするカラー舗装を順次設置します。	12月26日
			設置	【信号機】 信号と信号の間のカーブで、見通しが悪く、減速しない車が通行して危険。再三信号機の設置を要望している	11月19日	(道路安全対策課) 横断歩道については所管が交通管理者である警察のため、路面標示の復旧を大和警察署へ要望いたします。また、信号機の設置につきましては、大和警察署へ要望したところ設置できないとの回答があったことから、車両の速度抑制を図る路面標示の設置を検討します。なお、交差点内のカラー舗装が薄くなっていますので、順次復旧します。	12月26日
			路面表示	【横断歩道】 早急に塗り直しを希望します	11月19日	(学校教育課) 横断歩道については所管が交通管理者である警察のため、路面標示の復旧を大和警察署へ要望いたします。	12月26日
			路面表示	【外側線】【グリーンライン】(2件) 白線が消えかけている。白線の塗り直しとグリーンラインを希望します	11月19日	(道路安全対策課) 外側線については、順次復旧します。グリーンベルトの新設については、警察と協議のうえ、設置を検討します。	12月26日
			路面表示	【停止線】(5件) 停止線が消えかけている。塗り直しを希望します	11月19日	(道路安全対策課) 「止まれ」及び停止線については所管が交通管理者である警察のため、路面標示の復旧を大和警察署へ要望いたします。外側線及びT字マークについては、順次復旧します。	12月26日
			【交差点】(6件) 交差点の十字やT字が消えている。塗り直しを希望します	11月19日	(道路安全対策課) 十字マーク及びカラー舗装については、順次復旧します。	12月26日	

		要 望			対 応		
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
12	11月13日	引地台小	路面表示	【スクールゾーン】（4件） スクールゾーンの標示が消えている。塗り直しを希望します	11月19日	（道路安全対策課） 「スクールゾーン」及びT字マークについては、順次復旧します。	12月26日
			撤去・補修	【樹木・植込み剪定】 個人宅駐車場と歩道の間が不明確。草が伸び放題になっており危険。以前も、何度も要望を出しているが、何の改善もない。	11月19日	（学校教育課） 昨年度、担当課より次のように回答しています。草の剪定指導は引き続き実施します。また、安全対策については、民地側が低く造成されたことに起因しますので地権者に依頼します。	12月26日
			撤去・補修	【反射板】 車道と歩道間の縁石の反射板が取れている。黄色に塗ってあった塗装も剥げている。以前にも何度も同じ要望を出しているが、何の改善もない	11月19日	（道路・河川管理課） 反射板については、道路状況に合わせ設置致します。 （学校教育課） 黄色の塗装は、駐車禁止を示す規制であり所管が交通管理者である警察のため、塗装の復旧を大和警察へ要望いたします。	12月26日
16	11月25日	北大和小	設置	【信号機】【看板】【標識】 車が速度を落とさない。押しボタン式の信号機か速度を落とす看板設置。「一時停止」の標識設置	11月25日	（道路安全対策課） 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となります。カラー舗装は劣化状況により順次復旧します。横断歩道南側に速度落とせの路面標示設置を検討します。	2月18日
			設置	【看板】【標識】 「速度落とせ」の路面標示があるにもかかわらず、守らない車が多い。一時停止の「止まれ」の路面標示と標識設置	11月25日	（学校教育課） 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
			設置	【標識】 ファミリーマート脇道に一時停止の路面標示と標識設置	11月25日	（学校教育課） 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
			設置	【看板】 高木地区に向かう車から確認できる位置に「通学路につき児童注意」の看板設置	11月25日	（道路・河川管理課） 「行き止まり」の看板については、撤去した上で新たに「両矢印」の標示を設置しました。	2月18日

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
16	11月25日	北大和小	設置	【看板】【標識】 一時停止の路面標示と標識設置。追い越し禁止の看板、もしくは標識設置	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【信号機】 右折信号の設置。交差点の交通量を調査し、信号サイクルの見直し	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【カーブミラー】 丁字路の見通しが悪く、危険。カーブミラーの設置	11月25日	(道路安全対策課) 隅切りがあり、十分な見通しが確保されているため、カーブミラーの設置はしません。	2月18日
				【信号機】 変則十字路、横断歩道が使用しづらい。押しボタン式信号の設置	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【信号機】 押しボタン式信号機の設置	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【看板】 速度を落とさせる看板設置	11月25日	(道路安全対策課) 「速度落とせ」の路面標示を検討します。	2月18日
				【信号機】 信号の設置	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【車止め】 信号待ちの児童に車が突っ込まないように、横断歩道前に車止めポールを設置	11月25日	(道路安全対策課) 交通規制に関する新設、補修については、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。(通学路交通安全プログラムでは特段の記載なし)。	2月18日

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
16	11月25日	北大和小	設置	【看板】 左折すると直ぐに横断歩道があることや児童に注意を促すような内容な看板設置	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
			路面標示	【横断歩道】 【停止線】 横断歩道、停止線の塗り直し	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【スクールゾーン】 スクールゾーンの塗り直し	11月25日	(道路安全対策課) 順次復旧します。	2月18日
				【停止線】 【カラー塗装】 一時停止の路面標示をして欲しい カラー舗装の塗り直し	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【横断歩道】 【グリーンライン】 グリーンラインの設置と横断歩道の塗り直し	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【横断歩道】 【停止線】 一時停止の「止まれ」と横断歩道の設置。	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【横断歩道】 【停止線】 一時停止の「止まれ」設置。横断歩道の塗り直し	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
16	11月25日	北大和小	路面標示	【横断歩道】 【グリーンライン】 グリーンライン、横断歩道の設置	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【外側線】 【速度標示】 制限速度30、路側帯、横断歩道周知のマークの塗り直し	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【横断歩道】 横断歩道の設置	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【横断歩道】 【停止線】 停止線、横断歩道の塗り直し	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【横断歩道】 横断歩道の塗り直し	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【横断歩道】 【外側線】 【グリーンライン】 【カラー塗装】 【横断歩道】 外側線、グリーンライン、カラー塗装、横断歩道の塗り直し	11月25日	(道路安全対策課) カラー舗装、グリーンライン、外側線の復旧を順次行います。	2月18日
				【一時停止】 一時停止「止まれ」の路面標示の設置	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
16	11月25日	北大和小	路面標示	【横断歩道】【停止線】 横断歩道（2箇所）、停止線（2箇所）、止まれ（2箇所）、十字のマークの塗り直し	11月25日	（道路安全対策課） 十字マークの復旧を順次行います。	2月18日
				【外側線】【スクールゾーン】 スクールゾーン、制限速度30（2箇所）、横断歩道周知のマーク、路側帯の塗り直し	11月25日	（道路安全対策課） スクールゾーン、外側線の復旧を順次行います。	2月18日
				【横断歩道】 横断歩道の塗り直し	11月25日	（学校教育課） 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【横断歩道】【外側線】【停止線】 【スクールゾーン】 横断歩道の設置。路側帯、停止線、止まれ、スクールゾーン、横断歩道の塗り直し	11月25日	（道路安全対策課） 外側線、スクールゾーンの復旧を順次行います。	2月18日
				【横断歩道】【速度標示】 横断歩道（4箇所）、「速度おとせ」の塗り直し	11月25日	（道路安全対策課） 「速度落とせ」の復旧を順次行います。	2月18日
				【横断歩道】 横断歩道の塗り直し	11月25日	（学校教育課） 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【外側線】 路側帯の塗り直し	11月25日	（道路安全対策課） 外側線の復旧を順次行います。	2月18日
				【スクールゾーン】【速度標示】 「スピード落とせ」などの路面標示を設置 スクールゾーンの塗り直し	11月25日	（道路安全対策課） スクールゾーンの復旧を順次行います。「速度落とせ」の路面標示を検討します。	2月18日
				【横断歩道】 横断歩道の塗り直し	11月25日	（学校教育課） 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
【速度標示】 速度を落とさせる内容の路面標示を設置	11月25日	（道路安全対策課） 「速度落とせ」の路面標示を検討します。	2月18日				

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
16	11月25日	北大和小	路面標示	【横断歩道】【停止線】 横断歩道、停止線の設置	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【横断歩道】 横断歩道の塗り直し	11月25日	(都市施設総務課) 横断歩道前への車止めの設置、歩道橋おどり場継ぎ目の段差の補修、歩道橋の塗り直し及び必要に応じた補修について、管理者である神奈川県厚木土木事務所東部センターへ伝えました。	2月18日
				【横断歩道】 横断歩道の設置	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【横断歩道】 横断歩道の設置	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
				【外側線】【グリーンライン】 路側帯、グリーンラインの塗り直し	11月25日	(道路安全対策課) 外側線、グリーンラインの復旧を順次行います。	2月18日
				【スクールゾーン】 スクールゾーンの塗り直し	11月25日	(道路安全対策課) スクールゾーンの復旧を順次行います。	2月18日
				【横断歩道】【停止線】 横断歩道の塗り直し 横断歩道の前に、歩行者用のとまれマーク設置	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日

要 望				対 応		
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日
16	11月25日	路面標示	【横断歩道】 横断歩道の塗り直し	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
			【横断歩道】 横断歩道の2箇所設置	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
			【横断歩道】 横断歩道の塗り直し(3箇所)	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
			【横断歩道】 横断歩道の塗り直し(6箇所)	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
			【横断歩道】 横断歩道の塗り直し(2箇所)	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
		撤去・補修	【ガードレール補修】 ガードレールの補修	11月25日	(都市施設総務課) ガードレールの補修について、管理者である神奈川県厚木土木事務所東部センターへ伝えました。	2月18日
			【標識・看板】 不要な「行き止まり」の看板撤去	11月25日	(道路・河川管理課) 「行き止まり」の看板については、撤去した上で新たに「両矢印」の標示を設置しました。	2月18日
			【補修】 横断歩道橋の階段の滑り止めが取れている	11月25日	(都市施設総務課) 管理者である神奈川県厚木土木事務所東部センターへ伝えました。	2月18日
			【路上のごみ・専有物等】 駐車場のフェンスが歩道側に倒れていて歩きにくい	11月25日	(学校教育課) 私有地に設置されたフェンスなので、学校やPTAから設置者に要望をお伝えください。	2月18日

要 望				対 応			
受理日	学校区	項 目	内 容	依頼日	対応結果	回答日	
16	11月25日	北大和小	撤去・補修	【路面の凹凸】 歩道橋のつぎめに段差があり、躓くことがある	11月25日	(都市施設総務課) 横断歩道前への車止めの設置、歩道橋おどり場継ぎ目の段差の補修、歩道橋の塗り直し及び必要に応じた補修について、管理者である神奈川県厚木土木事務所東部センターへ伝えました。	2月18日
				【ガードレールの補修】 ガードレールが歩道側に傾いている	11月25日	(学校教育課) 該当の個所は通学路ではありません。通学路以外の改善要望は対象外ですが、この情報は、市、警察、と共有しています。	2月18日
			交通規制	【取締強化(速度)】 速度30キロの道路だが、スピードを出す	11月25日	(学校教育課) 交通規制に関する新設、補修については、交通管理者である警察署の所管となるため、通学路交通安全推進会議にて大和警察署に要望しました。	2月18日
19	12月2日	大野原小	設置	【信号機】(2件) 押しボタン式の信号機を設置して欲しい	12月3日	(学校教育課) 信号の設置については、所管が交通管理者である警察のため、路面標示の復旧を大和警察署へ要望いたします。	2月7日
				★【防犯カメラ】 防犯カメラの設置	12月3日	(学校教育課) 平成29年度に生活あんしん課により各学校の通学路への街灯防犯カメラ設置要望箇所を調査しています。小学校1校あたり最大3箇所まで設置を予定しています。	2月7日
			路面標示	【横断歩道】 交差点を斜め横断できる横断歩道を検討してほしい	12月3日	(学校教育課) 所管が交通管理者である警察のため、路面標示の復旧を大和警察署へ要望いたします。	2月7日
			その他	【地域による対策】【青色パトロール】 青色パトロールの継続	12月3日	(学校教育課) 今年度、登下校時の安心・安全を守るため「大和市子ども見守り隊」が今年度発足しました。今後とも見守り隊の方々のお力を頂きながら防犯活動に努めてまいります。	2月7日

令和2年3月26日 学校教育課

令和元年度通学路交通安全プログラムに基づく
合同点検の実施結果について

平成30年3月に策定された、通学路交通安全プログラムに基づき、通学路交通安全推進会議による合同点検を実施しました。

1. 実施日 令和元年8月23日（金）
2. 参加者 通学路交通安全推進会議メンバー
 - ・市内市立小学校長代表 1名
 - ・大和警察署 交通総務課 2名
 - ・道路安全対策課 2名
 - ・道路・河川管理課 2名
 - ・生活あんしん課 1名
 - ・学校教育課（事務局） 2名
3. 実施結果 **【別添】** 合同点検対策一覧表

4. 次年度について

令和元年度に各校からの提出された合同点検希望箇所から、通学路交通安全推進会議で実施場所について検討し、7、8月ごろに合同点検を実施する予定です。

【別添】

令和元年度 通学路交通安全プログラム合同点検対策一覧表

No.	整理番号 学校名	要望事項	要望場所	所管課	対策内容
1	H30-3 大和東小学校	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道と横断歩道手前の道路標示が薄くなっています。 毎年要望書を出している場所ですが、ここの横断歩道は通学路となっており、毎日本校のほとんどの児童が渡ります。そのため、毎日登下校時に保護者がパトロールとして旗振りをし、対応していますが、危険な場面が多々あります。 <p>警察より車を止めないよう指導されているため、車が途切れるまで児童に渡らない様指示しています。しかし、交通量が多い通りなので、なかなか渡ることができず、大勢たまった児童が飛び出そうとする事も度々あります。</p> <p>もちろん、児童には学校と保護者から指導していますが、子どもですので衝動的に飛び出そうとする事がよくあり、児童がたまってしまうと坂の下から渡ろうとする児童もいて、そこまで保護者の声が届きません。横断歩道から停止線も離れているため、意味を成していません。</p> <p>横断歩道と道路標示の補修と信号機の設置、もしくは、それに相当する対策・対応をして欲しい。</p>	大和市深見2047	大和警察署 交通総務課 道路安全対策課	<p>(大和警察署 交通総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 横断歩道の塗り直しを計画しており、順次必要に応じて塗り直しを行います。 信号機の設置について検討しましたが、通学時以外の横断者が少ないため、対象外になります。 道路の形状から車両規制はできませんが、今後も状況を注視し、必要な対応を検討してまいります。 <p>(道路安全対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交差点の十字マーク及び交差点手前の「速度おとせ」の路面標示を塗り直しました。 横断旗を補充しました。 路面舗装に凹凸を設け、車の速度を抑制する対策をしています。
2	西鶴間小学校	<p>横断歩道、停止線、止まれの表示が消えている。交通量も多く、事故も多い。ほぼ同じ幅員の道路が交差しており、優先道路が分からない。登校班の集合場所も近く、児童の通行も多い。</p>	大和市南林間一丁目 38-12付近	大和警察署 交通総務課 道路安全対策課	<p>(大和警察署 交通総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 横断歩道、停止線、止まれの路面表示を塗り直しました。 <p>(道路安全対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交差点のカーブミラーに注意喚起の看板を設置しました。

【対策検討者】 通学路交通安全推進会議設置要領第4条関係別表第1の者及び小学校

令和元年度 訪問研修(児童生徒指導)実施報告

令和2年3月
指導室

1. 実施したテーマ

- ①児童生徒指導
- ②保護者対応

※上記の①、②を各学校が選択し、研修を行った。

2. 研修のねらい

- ①児童生徒指導

児童・生徒指導における共通認識を持ち、事例を通して問題解決力を向上させる。

- ②保護者対応

保護者対応における共通認識を持ち、事例を通して課題解決力を向上させる。

3. 研修の内容

別紙参照

4. 受講者の感想等(一部抜粋)

- ①児童生徒指導

- ・今回、資料で取り上げた事例は自分の身にも起こりうることなので、対応の仕方をグループの先生方から聞くことができ参考になりました。自分一人で抱え込まず、学年や管理職との連携をしていきたいと思えます。
- ・児童指導があるとまず「どうしよう・・・」と思ってしまいます。今日の研修で一人では解決しなくても良いことが分かっただけでなく、児童へのアプローチも勉強になりました。
- ・指導について、考え方について、付箋に書き 1 つひとつ確かめていくことはとても良い。自分が思っていた今までやっていたことを改めて確認できたようでした。

- ②保護者対応

- ・改めて保護者対応の大切さを学び、早期対応をこれからも心掛けていきたいと思えます。何かあったらホウレンソウも心掛け、保護者や児童から信頼されるようにしていきたいと思えました。
- ・ロールプレイの中で、親と児童、教員間の信頼が築かれていないと円滑にはいかないものだと感じた。問題点や背景にあるものに気付ける目を持つことが必要である。
- ・本日は、観察役でしたが、それぞれの役割で自分に何ができるのか(担任として、学年主任として、管理職として)を考えて組織的に対応することが重要だと思えました。保護者の立場に共感すること、寄り添うことができるようにしていきたい。

5. 成果と課題

○成果

- ・研修内容については、経験の浅い職員を意識したが、中堅職員、ベテラン職員も自身の取り組みを振り返る機会となった。また、協議やロールプレイのグループを経験年数が偏らないようにしたことで、様々な考え方が視点や考え方があることを実感してもらうことができた。
- ・児童指導に関しては、今回はブレインライティングを用いて事例検討を行った。他の職員と協議し、課題解決のための糸口を互いに探ることができた。
- ・保護者対応は、学校からの要請もあり、今年度初めて研修を行った。ロールプレイでそれぞれの役割を演じることにより、保護者の気持ちを理解するとともに、個々のスキルアップにつなげることができた。

●課題

- ・学校によっては、参加人数が少ない学校もある。職員一人ひとりが重要な課題であると認識してもらう必要がある。
- ・年度の早い段階で行った方がよいものであるが、学校事情で年明けに行わざるをえない学校がある。

令和元年度 訪問研修(児童生徒指導)

研修のねらい

『児童・生徒指導における共通認識を持ち、
事例を通して問題解決力を向上させる』

大和市教育委員会 指導室

1

本日の流れ

- 1 「児童・生徒指導」のイメージを考える (5)
- 2 児童・生徒指導の基礎を学ぶ (10)
- 3 事例検討会、問題解決能力の向上
～ブレインライティング、カテゴリーによる分類～ (40)
- 4 まとめ (5)

2

1 「児童・生徒指導」のイメージを考える

児童・生徒指導の基礎を確認し、事例検討を行うことで先生方の問題解決力を向上させ、そして、これからの教育活動に生かしましょう！

そもそも児童・生徒指導とは何でしょうか？

3

児童・生徒指導とは、

である。

(解説)

4

2 児童・生徒指導の基礎を学ぶ

生徒指導は、
「学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人ひとりの児童(生徒)の**人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するもの**」である。

学習指導要領 解説 総則編より

5

生徒指導は、
「全ての児童(生徒)のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が全ての児童(生徒)にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、**単なる児童(生徒)の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない**」

学校習指導要領 解説 総則編より

6

例えば・・・

- ➡ **授業、学校行事の場面**
- ➡ **休み時間や昼休み、放課後、部活動の場面**
- ➡ **教育相談の場面**
- ➡ **日々の注意や非行防止の場面**

児童・生徒指導の働きかけを意図的に、計画的に、組織的に行うことが重要！

7

『大嫌いなN先生』

8

小学校のとき、少し知恵遅れのA君がいた。
足し算、引き算の計算や、会話のテンポが少し遅い。でも絵が上手な子だった。彼はよく空の絵を描いた。抜けるような色遣いには、子ども心に驚嘆した。

9

担任のN先生は、算数の時間、解けないとわかっているのに答えをその子に聞く。
冷や汗をかきながら、指を使って、「ええと、ええと」と答えを出そうとする姿を周りの子どもは笑う。

10

N先生は、答えが出るまで、しつこく何度も言わせた。
私はN先生が大嫌いだった。

11

クラスもいつしか代わり、私たちが小学校6年生になる前、N先生は違う学校へ転任することになったので、全校集会で先生のお別れ会をやることになった。児童代表でお別れの言葉を言う人が必要になった。

12

「先生に一番世話をやかせたのだから、A君が言え」、と言い出したお馬鹿さんがいた。
お別れ会で一人立たされて、どもる姿を期待したのだ。

13

私は、A君の言葉を忘れない。

14

「ぼくを、普通の子と一緒に勉強させてくれて、ありがとうございました」

15

A君の感謝の言葉は10分以上にも及ぶ。
水彩絵の具の色の使い方を教えてくれたこと。放課後つきっきりで算数の勉強をさせてくれたこと。
その間、おしゃべりする子はいませんでした。

16

N先生の嗚咽をくいしぼる声が
体育館に響いただけでした。



教師の願い

そのためには、

を身に付けてほしい



21

教師の願い

そのためには、

自己指導能力

を身に付けてほしい



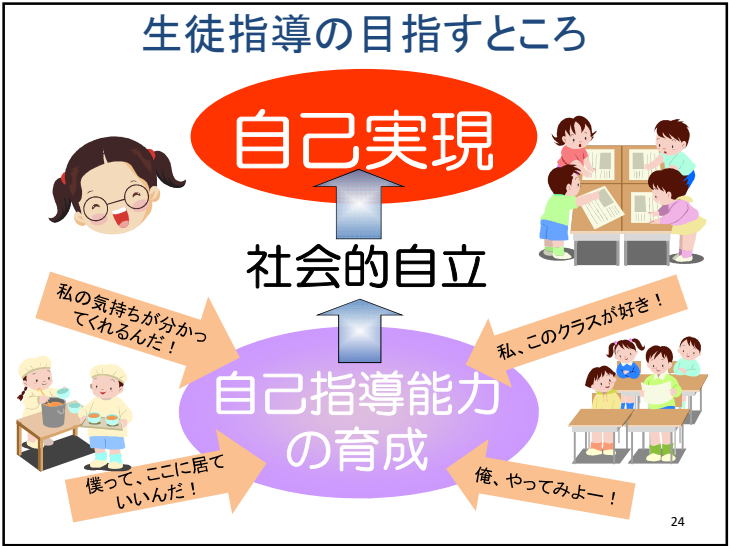
22

児童生徒指導は、

を育成すること



23




自己指導能力の育成のために
自己指導能力を育てる三つのポイント

- ① 自己存在感を与える
- ② 共感的人間関係を育成する
- ③ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する

(「生徒指導提要」
平成22年 3月文部科学省)


こういった指導は、信頼できる教師や大人との関係の中で育まれたり、よりよいつながりのある集団の中で育まれたりする力。
 だから、学校の教育活動は大きな影響を与える場だと言えますね。

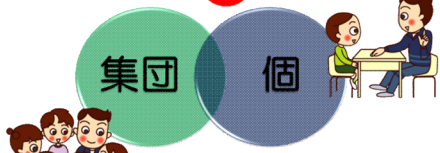


25

望ましい集団・人間関係づくり

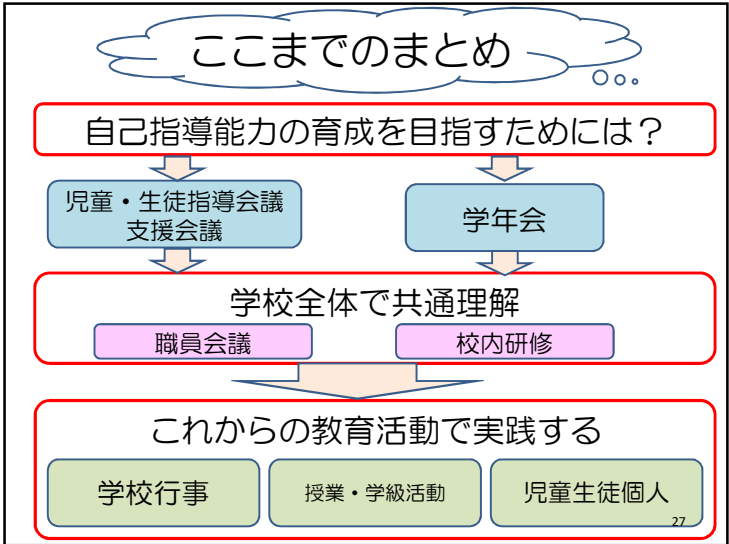
学級や学校での児童生徒相互の人間関係の在り方は、児童生徒の健全な成長と深く関わっています。児童生徒一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい人間関係づくりは極めて重要です。

(集団の成長)  (個の成長)



相互作用を生かす

26



3. 事例検討会

～ブレインライティング、カテゴリーによる分類～

準備

- ① 1人ひとりに10枚の付せん
- ② 1人ひとりにブレインライティングシート
- ③ 模造紙
- ④ マジック
- ⑤ グループに20枚の付せん

28

『ブレインライティング』方法

- ①1回2分です。
- ②1回で使う付せんは2枚です。
- ③付せん1枚に、思いつく対応を1つだけ書きます。
- ③時間内に、付せん2枚を書き、シートに貼ります。
- ④「終了」の合図で、隣の人にシートを回します。
- ⑤2回目以降は、別の対応を考えます。
他の人の意見を参考にして、対応を考えたり、マネをしてもいいです。
- ⑥これを、5回繰り返します。(グループで50個の対応が出てくるはずです。)

29

『カテゴリーによる分類』方法

- ①グループで協議しながら、共通する内容の付せんをまとめて、タイトルをつける。
- ③新たに思いついた内容、対応を追加してもよい。
- ④無理してまとめなくてもよい。

30

4. 共有・まとめ

31

参考文献・参考資料

『学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編』
文部科学省
『生徒指導提要』 文部科学省
『児童・生徒指導ハンドブック』 神奈川県教育委員会
『教職員研修の手引き 2018 -効果的な運営のための知識・技術-』 独立行政法人教職員支援機構
『イラストと設題で学ぶ 学校のリスクマネジメント ワークブック』 坂田仰/河内祥子 時事通信社

32

令和元年度 訪問研修(保護者対応)

研修のねらい

『保護者対応における共通認識を持ち、
事例を通して課題解決力を向上させる』

大和市教育委員会 指導室

1

本日の流れ

1. 保護者対応の理解(10)
2. クレームがきたら(10)
3. 事例検討(ロールプレイング)(25)
4. まとめ(5)



2

1. 保護者対応の理解

保護者対応は、

というわけではない。

3

1. 保護者対応の理解

保護者対応は、

を持つことが大切。

4

1. 保護者対応の理解

☞ 保護者来校、授業参観、学校行事、保護者会、部活動、PTA活動、三者面談、電話連絡、家庭訪問など、

保護者と接する場面。

☞ 学級通信や学年通信、学校通信など

保護者に届くお知らせ。

5

これまでの教師生活を振り返ってみて

- ☞ 例えば、三者面談や家庭訪問では、
 - 「受け取り手」の視点でコミュニケーションを図った。
 - プラス情報から先に伝えマイナスはその後に。
 - ダメ出しに終始せず、必ずプラス情報とセットにした。
 - 「こうするともっと良くなる」など未来志向で前向きな表現を添えた。
 - 客観的事実を優先させ、感情はわきに置いた。
 - 大事なことは記録した。

6

保護者と学校・学級(担任)の関係

理想・目指す姿

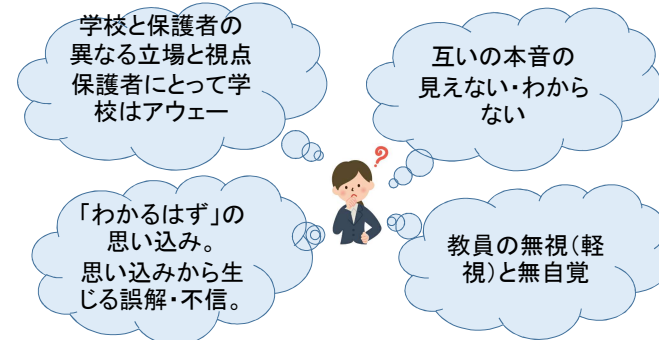
ありがちな現実



学校と保護者は**子どもの応援団**であるべき

7

なぜそうになってしまうのか？



信頼関係がないと、小さなことでも大きなトラブルに発展しがち → **だからこそ、日頃からの信頼関係づくりが大切!**

8

そもそも保護者ってどんな人？

～保護者の尊重、理解～

- ・誰よりもその子の**成長を気にかけている**存在

→教師の方が保護者よりもその子を気にかけていると解釈されるようなメッセージを送らないように

- ・誰よりもその子の**歴史・暮らしを知っている**存在

→幼保時代や学校外の生活に関する、教育上重要な情報を多く提供してもらえるような連携を。

- ・その子が**社会へ巣立つまで隣にいられる**唯一の大人

→教師が替わっても、保護者中心に発展し続けることのできる個別の教育支援計画を。

※わが子が思い悩んでいる状況にある保護者は、通常よりも多くの「**安心(受容・共感・支持)**」を必要としている。

9

だからこそ・・・
保護者の視点立った
学級、学年、学校に

10

①児童との信頼関係づくりを

- ・学校や先生の様子は、家庭で児童を通じて伝わる

②学校の様子をこまめに伝える

- ・保護者会、三者面談、家庭訪問、学級だより、通知表などを活用して(児童のがんばり、良さを伝えることは大事)
- ・先生の願いや頑張っている姿も伝えたい

③必要な連絡は忘れずに

- ・学校の日程変更や児童の事故・トラブル等、保護者への連絡が必要な時は確実に

④家庭とパートナーシップを築くという姿勢で

- ・保護者の思いや悩みを理解し、ともに子どもを育てるという姿勢で接する
- ・面談や電話は親切・丁寧な対応を心がける

11

保護者の視点に立った学級、学年、学校に



保護者の視点で、
チェックしてみましょう！

12

保護者の視点に立った学級、学年、学校に

👉 こんな例もありました。

13

2. クレームがきたら・・・



👉 授業、学級経営、児童生徒指導、学校行事で・・・、様々なクレームがきた。

14

保護者対応のポイント

対応で注意したいことは

- ・「苦情」ではなく「指摘」「情報提供」と受け止める
- ・「傾聴」と「共感」、「正確な事実確認」に努める

①相手の話をよく聞く=「傾聴」

- 「そうですか(あいづち)」、「～ということですね」(くり返し)
- ×「それはですね...」(相手の話を遮って、こちらの言い分を言う)

②相手の気持ちを受け止める=「共感」

- ・強い言葉や口調の裏に、保護者の辛い気持ちがあることを理解する
- 「辛い思いをさせてしまって、もうしわけありません」
- ×「そんなはずはありません」
- ×「その程度のことですか」



15

③事実関係と要求を整理して、メモをとる

- ・何が事実として話されているのか(推測の部分と整理する)
- ・何を要求しているのかを理解する

④判断が難しいことは回答を保留する

- ・この場合、事実関係を調べることは約束できる
- ・どのような対応ができるかは、校内で相談の上で改めて連絡する

⑤今後の予定を伝える

- ・いつまでに回答をするか、連絡先はどこがよいか確認する

⑥感謝の言葉を伝える

- ・最後に「ご連絡をいただきありがとうございます。」と感謝の言葉を添える

→ 長時間の電話や込みいった内容はノートでやり取りせず、**家庭訪問し直接面談する。**

→この後、学年主任、児童指導担当、教頭、校長に連絡し、対応を検討する(二次対応へ)

16

保護者対応のポイント2

①組織的に対応する

・個人で抱え込まず、学年・学校全体でチームとして対応する

②方針と対応策を明確にする

・学校としてできることは何か、具体的な対応策を検討する
「誰が」「いつ」「どこで」「どのように」「何をする」

③面談は複数で対応する

・一人に対応して混乱しないよう、複数で対応する

④対応の経過を正確に記録する

・時系列に沿って、具体的・客観的な表現で(主観を交えない)

⑤保護者と目標を確認する

17

コミュニケーションの基本理論

1 対人態度認知の公式(メラビアン)

$$\text{対人態度認知} = 0.55F + 0.38V + 0.07C$$

・F(face): 表情

・V(voice): 声

・C(conversation): 会話の内容

⇒ **何を話すかよりも、どう振舞うか。**

・・・言葉だけでは信頼されず、態度で証明することが重要

・・・保護者を論破しようとしたり、その場しのぎの受け答えに終始したりしようとする、かえって不振を招く。

18

2 単純接触効果(ロバート・ザイアンス)

・繰り返し接触することで、好意が増幅する。

・一回に投資する時間よりも、
頻度の方が信頼関係に及ぼす影響が大きい

⇒ **保護者の負担に配慮し、短時間で構わないので、日頃から小まめに前向きなコミュニケーションを。**

・・・いざその子の教育上重要な話をしたいときに、保護者の抵抗感が軽減されやすくなる。

19

3. 事例検討してみよう

ロールプレイング

- ① 5人～6人のグループになってください。
- ② 担任役(1～2人)、保護者役(2人)、観察役(1～2人)をグループで決めてください。
- ③ それぞれに、指令書をお渡しします。
- ④ 作戦タイムをとります(3分)
- ⑤ ロールプレイ開始(8分)
- ⑥ グループ討議(10分)
 - 1) 今のやり取りは保護者側から見てどうだったのか?
 - 2) 担任(学校)の対応でよかったのはどのような点か?
 - 3) よくなかったところは、どう改善すればよいか?

20

4. まとめ

相手の気持ち・不安を理解し受け止める

- ・ありのままを受け止め、批判や非難はしない(注意:指導とは異なる)
- ・非言語コミュニケーション含む

相手に配慮したコミュニケーションを図る

- ・目に見えない事情を察する
- ・相手にわかりやすい言葉で伝える
- ・質問しやすい言葉かけ
- ・後ろに隠れている本音に意識を向ける。

社会人・常識人としての振る舞い

- ・挨拶
- ・身だしなみ
- ・言葉遣い
- ・適切な敬語

チームの一員としての円滑なコミュニケーション

- ・互いに敬意を持って接する
- ・具体的な質問を心掛け、タイミングを計る
- ・質問・苦情は「答える・反論する」より「受け止める・安心させる」

21

おわりに

- ・学校と保護者は車の両輪。理解・協力し合うことは双方に利する。
- ・最大の受益者は子ども
- ・保護者が「学校応援団」になる「伝え方の工夫」
- ・大切なのは、働きかけ続け、あきらめないこと
- ・教育は未来への投資であり、幸せな人生のパスポート

22

参考文献・参考資料

『児童・生徒指導ハンドブック』 神奈川県教育委員会
『教職員研修の手引き 2018 ー効果的な運営のための知識・技術ー』 独立行政法人教職員支援機構
『保護者トラブルを生まない学校経営を保護者の目線で考えました』 永堀 宏美 教育開発研究所
『学校と保護者の関係づくりを目指すクレーム問題 セカンドステージの保護者からのクレーム対応』 古川 治 編著 教育出版

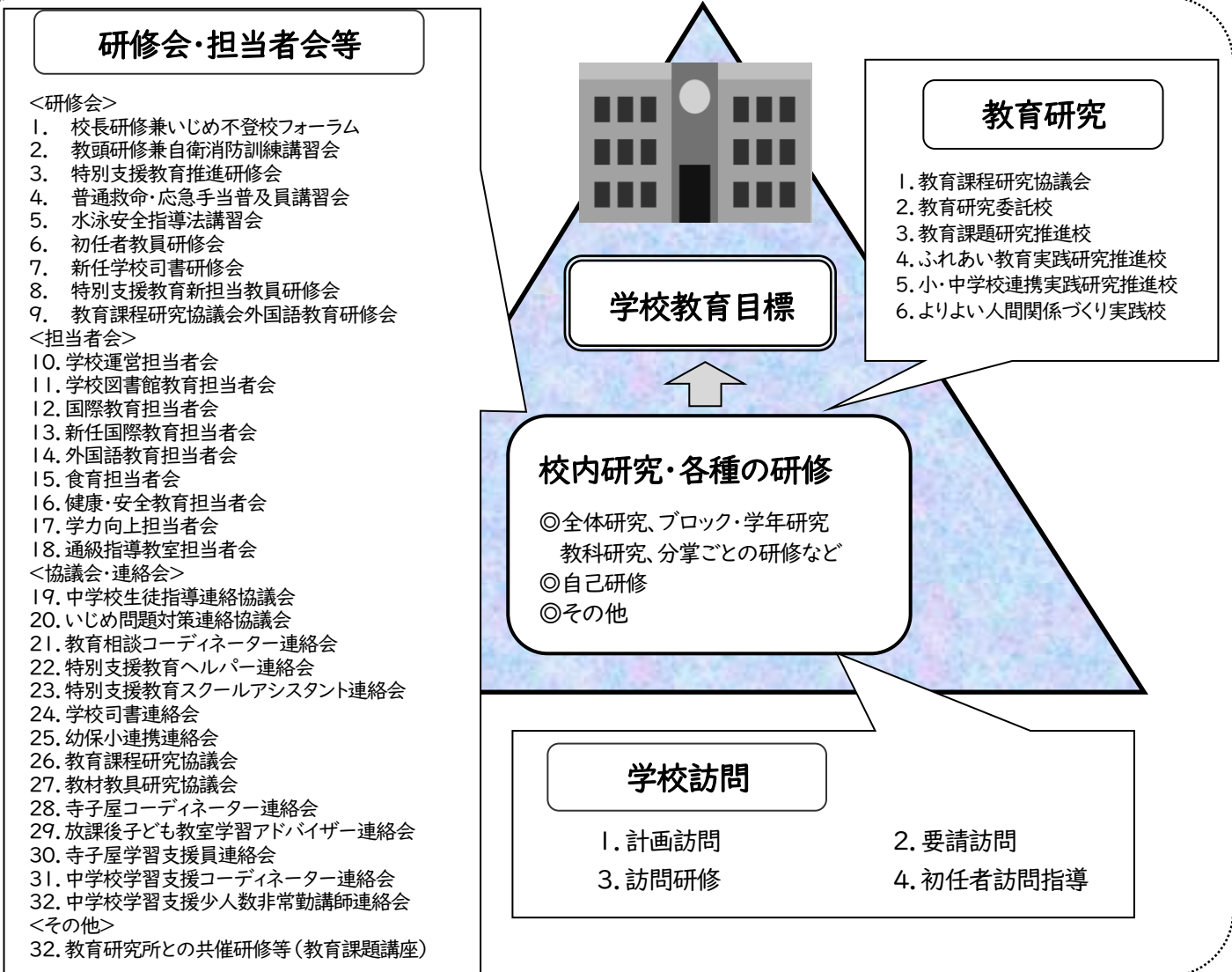
23

令和2年度 県費負担教職員の研修計画について

I 研究・研修の充実

教職員一人ひとりが、教員としての資質を磨き、情熱をもって子どもたちに、指導していくことや、わかりやすい授業の実践を図っていくことが求められています。さらに子どもたちの姿や社会の変化などによる課題を把握するとともに、適切に対応し、教育活動を推進していかなければなりません。

そのため各学校においては、研究・研修の工夫改善・充実を図り、教職員の授業力、学校の教育力を強化していくことが求められます。

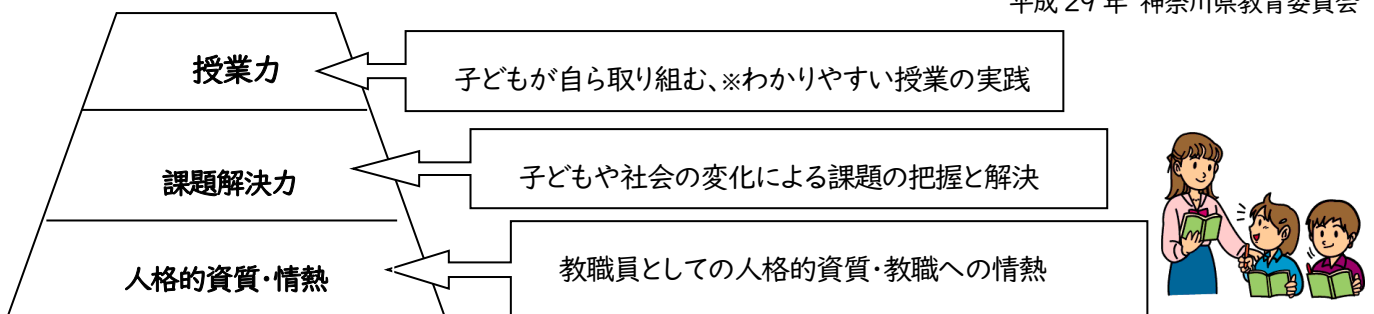


◆ 座標 2 -①◆

めざすべき教職員像

「神奈川県をめざすべき教職員像の実現に向けて
～校長及び教員の資質向上に関する指標～」より

平成 29 年 神奈川県教育委員会



令和2年度 県費負担教職員の研修計画について

【※】わかりやすい授業 わかる喜びが実感できる「主体的・対話的で深い学び」につながる授業

I. 教育研究

1 教育研究委託校

各学校の自主的研究の高揚を図り、教育の質的向上を実現するために、研究委託校を設置し研究を委託する。

(1)研究期間 1年間

(2)委託料 1校あたり5万円

(3)委託校 小学校15校 中学校7校

教育課題研究推進校
ふれあい教育実践研究校を除く

2 教育課題研究推進校

今日的な教育課題の解決に向けた組織的、実践的な研究の推進を図り、その成果を「教育研究集録」にまとめるとともに、研究発表を行うことにより本市の教育の充実に資する。

(1)研究期間 3年間

(2)委託料 1年次・26万円 2年次・26万円 3年次・36万円

(3)委託校 小学校2校 中学校1校

学校名	研究内容・テーマ等(仮)	年次	備考
下福田小学校	「自分の考えを深める子」～つながりを意識した授業づくり～	3年次	研究発表 11月26日
下福田中学校	生徒とともに造る主体的な「学び」の場	2年次	中間発表 11月10日
大和小学校	未定	1年次	

3 ふれあい教育実践研究推進校

学習指導要領の趣旨を踏まえ、地域や学校、児童生徒の特性を生かした体験的な学習の充実に資する教育活動の実践研究を推進する。

(1)研究期間 2年間(令和元年度・2年度)

(2)委託料 1か年につき11万円

(3)委託校 小学校2校 中学校1校

学校名	研究内容・テーマ等	年次	備考
北大和小学校	互いに聴き合い学び合う児童の育成 ～自ら伝える力の向上を目指して～	2年次	研究発表 1月22日
柳橋小学校	自分で考え、かかわり合いの中で学ぶ子どもの育成を目指して ～伝え合い・学び合い・高め合い「あい」のあふれる授業づくり～	2年次	研究発表 1月29日
鶴間中学校	『世界へ羽ばたく「鶴舞い市民」の育成』 ～鶴舞いの里から世界へ、地域と連携した学校づくり～	2年次	

4 小・中学校連携実践研究推進校

児童生徒一人ひとりの個性の伸長を図ると共に社会的資質や行動を高める指導のあり方を、小中連携の研究課題として実践推進する。

(1)研究期間 2年間(令和元年度・2年度)

(2)委託料 1か年につき10万円

(3)委託校 1中学校区該当校

学校名	協力校名	年次
南林間中学校	南林間小学校・緑野小学校・西鶴間小学校	2年次

5 よりよい人間関係づくり実践校

いじめ・不登校対策のため、学級集団アセスメントテストを活用した研究実践を行う。

協力校名
全校実施(小学校:5年生 中学校:1年生)

令和2年度 県費負担教職員の研修計画について

6 教育課程研究協議会

今日的な教育課題や本市教育の諸課題の追究・解明のため、教科、領域にわたり、理論・実践研究を行い、問題提起や情報提供を行う。

研究の成果は研究誌等の刊行及び各種の研修会において提案、公表することによって、本市の教育実践の向上に資する。

- | | |
|---------|------------------------------|
| (1)構成 | 小中学校の教員4～6名及び指導主事により部会を構成する。 |
| (2)研究期間 | 1年間を単位とする。 |
| (3)研究内容 | 外国語活動の推進等 |

◆ 座 標 2-② ◆

学 校 名	令和元年度 校内研究テーマ(指導室調べ)
北大和小学校	互いに聴き合い学び合う児童の育成 ～自ら伝える力の向上を目指して～
林間小学校	授業改善で育む主体的に学ぶ能力
大和小学校	自ら気づき、考え、表現するやまとっ子の育成 ～よりよい関わりを生む、「見方・考え方」を働かせた授業づくり～
草柳小学校	共に学び、共に生きる ～自分の考えを明確に伝え合う力の育成～
深見小学校	自分の考えをもち、進んで学び合う深見っ子の育成を目指して
桜丘小学校	学び合い 育ち合い 共に生きる子をめざして ～「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れた体育科の授業づくりの研究～
渋谷小学校	「できた!」「分かった!」を実感できる子の育成 ～主体的に学ぶ意欲と確かな学力の向上を目指して～
西鶴間小学校	新学習指導要領への改訂に向けて ～主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり～
緑野小学校	「自ら考え、伝え合う、心豊かな子をめざして」育成を目指す資質・能力を明確にした緑野カリキュラムの創造 ～自己の生き方を考えていくために～
上和田小学校	伝え合い、深め合い、高めあう子どもの育成をめざして ～「特別の教科 道徳」の指導と評価～
柳橋小学校	自分で考え、かかわり合いの中で学ぶ子どもの育成を目指して ～伝え合い・学び合い・高め合い「あい」のあふれる授業づくり～
南林間小学校	「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業づくり ～習得した知識・技能を活用し、自分の考えを表現できる児童の育成～
福田小学校	主体的に学ぶ児童の育成
大野原小学校	心身ともに健康な子どもをめざして ～自他を大切にし、より良い人間関係を築く道徳教育の充実～
下福田小学校	自分の考えを深める子 ～つながりを意識した授業づくり～
大和東小学校	自ら学び、考えを豊かに伝え合う子どもの姿を追い求めて～思考力・想像力、言語感覚を養う学習の充実を通して～
文ヶ岡小学校	学力向上につながる日常授業の改善
中央林間小学校	いつも「何のため」を考え、自ら行動しようとする子をめざして ～全員が参加できる道徳科の授業を通して～
引地台小学校	認め合う・学び合う子の育成 ～ICTの有効な活用～
大和中学校	自他を認め心豊かに生きる生徒の育成～人間関係を土台とした、生徒全員が生き生きと活動できる学校を目指して～
光丘中学校	特別の教科 道徳の授業研究及び評価について
渋谷中学校	知識の習得から、活用・探究までの学習過程を見通す研究Ⅱ ～新学習指導要領の完全実施へ向けて～
つきみ野中学校	生徒の心を育てる実践のための「道徳教育の研究」
鶴間中学校	『世界へ羽ばたく「鶴舞い市民」の育成』～鶴舞いの里から世界へ、地域と連携した学校づくり～
引地台中学校	主体的に活動し、ちからを高め合う生徒の育成 ～学び合う力を育み、自ら気づく喜びを大切に授業を目指して～
上和田中学校	教育活動全体を通して行う道徳教育 ～各教科、総合的な学習の時間、特別活動などで育む道徳性～
南林間中学校	生徒が各教科の「見方・考え方」を働かせる授業づくりの研究～(意図的な)習得・活用・探究の場面の設定の工夫～
下福田中学校	生徒とともに造る主体的な「学び」の場

令和2年度 県費負担教職員の研修計画について

7 研究・研修等の助成

No.	項目	対 象	委託等の予算額(円)
1	児童生徒指導強化対策事業委託	小学校全校	1校あたり 30,000
		中学校全校	1校あたり 70,000
2	進路指導推進事業委託	中学校全校	1校あたり 184,000
3	特別支援教育推進委託	大和市特別支援教育研究会	1,200,000
4	教育研究会等補助事業補助金	大和市小学校教育研究会	※405,000
		大和市中学校教育研究会	※372,000
		大和市学校事務研究協議会	※45,000
5	健康増進特別事業補助金 (キャンプ)	小学校全校	1校あたり 56,000
		中学校全校	1校あたり 113,000
	健康増進特別事業補助金 (福祉体験)	小学校(12校)	1校あたり 20,000
		中学校(6校)	1校あたり 20,000
	健康増進特別事業補助金 (車いすバスケ)	小学校(7校)	1校あたり 77,000
		中学校(3校)	1校あたり 99,000
6	文化的行事助成事業補助金	小学校全校	1校あたり 150,000
		中学校全校	1校あたり 230,000
7	美術鑑賞事業補助金	小学校(3校)	1校あたり 30,000
8	地域教育力活用推進事業費 (勤労生産学習(畑)支援者)	実施校 (実技指導・物品援助者謝礼)	※220,000(品) (小155,000、中65,000)
	地域教育力活用推進事業費 (教育支援者)	小学校全校 (市内在住の教育支援者謝礼)	1校あたり 40,000(品)
		中学校全校 (市内在住の教育支援者謝礼)	1校あたり 60,000(品)
9	学校別児童生徒指導研修会 (講師謝礼)	研修会実施校	※30,000 (金、品、法人各10,000)
10	中学校部活動支援事業	指導者謝礼(30人) (1人あたり年間52回) (1回 3,500円)	5,460,000
		部活動補助金(中学校全校)	1校あたり 1,000,000
		中学校体育連盟補助金 (会長校)	1,325,000
		中学校部活動関東全国大会派遣 費負担金	※1,000,000

令和2年度 県費負担教職員の研修計画について

11	神奈川県中学校文化連盟大和支部 総合文化祭補助金	大和支部総合文化祭実行委員会	498,000
----	-----------------------------	----------------	---------

※全体としての配当額を示してあります

Ⅱ. 学校訪問について

指導室の主要事業である学校訪問には、①指導室の計画に基づく「計画訪問」 ②学校からの要請による「要請訪問」 ③教育課題について指導室が訪問し研修を行う「訪問研修」（平成28年度より） ④初任者研修実施校等への「初任者訪問指導」の4種類があります。

（目的）

- 教育課程、学習指導、児童生徒指導、その他学校教育に関する専門的事項について指導助言を行う。
- 学校教育全般にわたる諸問題を把握し、本市教育の充実に資する。

1. 計画訪問

- (1) 実施期間（全体会）5月～7月
- (2) 実施回数 小・中学校とも全体会1回

協議会	◎指導室より、重点施策について説明する。(室長・主任指導主事・担当指導主事の3名が訪問) ◎校長・教頭・総括教諭等とともに、協議を行う。 ①学校経営方針 ②教育課程 ③学校で重点を置く課題(テーマ) ④指導室からのテーマ
-----	---

2. 要請訪問

- (1) 実施期間 6月～2月まで
- (2) 実施回数 原則、研究指定校は通年で3回まで。それ以外の学校も1回は実施。
- (3) 内容

授業研究※	◎授業実践に関する指導助言を行う。(指導案作成、授業実践前後の指導助言など) ◎校内研究に関する指導助言を行う。(推進委員会や校内研修会の指導助言など) ◎研究発表に関する指導助言を行う。(発表前、発表当日の指導助言など) ◎教育課程に関する指導助言を行う。(教科指導、評価のあり方、人権教育など)
-------	--

※特別支援教育の充実のために要請訪問において、特別支援学級の授業及び研究協議(事後指導)を2年間に1回以上設定する。

3. 訪問研修

- (1) 実施期間 5月～2月
- (2) 実施回数 2回(予定)
- (3) 内容 指導室の提示する課題について、学校を訪問し校内研修を実施する。

4. 初任者訪問指導 (拠点校方式については、本市指導主事の訪問はなし)

- (1) 実施期間 9月～2月
- (2) 実施回数 原則として従来方式の学校のみ初任者1名に対して1回実施
県央教育事務所指導訪問を兼ねる。(本市指導主事と2名で訪問指導を行う)
- (3) 内容 教科の授業実践に関する指導助言を行う。
(申請等詳細については、令和2年度初任者研修実施校説明会資料参照)

5. 申請手続きについて

- (1) 計画訪問 指導室の計画をもとにして、学校へ訪問する。
- (2) 要請訪問 「学校教育指導要覧」年間行事計画を参照し、年度初めに指導主事派遣希望を一括申請する(申請書3)。指導室が日程調整を行い、訪問日を連絡後、学校より具体的内容を申請する(申請書4)。
- (3) 訪問研修 要請訪問と同様に、年度初めに訪問研修希望日を一括申請する。

学校訪問	手 続 き	提出期限
計画訪問	①指導室より訪問する時間や訪問の指導主事などを学校に連絡	
要請訪問	①申請書3『指導主事の派遣 要請訪問実施日について』提出	4月末日
	②指導室より、訪問日を学校に連絡	5月下旬
	③申請書4『指導主事の派遣 要請訪問について』提出	14日前
	④指導室より、訪問する指導主事などを学校に連絡	申請書4提出後
	⑤『学習指導案(5部)』提出。校内研究資料・年間指導計画などを添付	7日前
訪問研修	①訪問研修希望票の提出	4月末日
	②指導室より、訪問日を学校に連絡	5月上旬

◆座標2-③◆

令和元年度 要請訪問・訪問研修 実施状況

教科・領域	指導数(回)	教科・領域	指導数(回)
	要請訪問		要請訪問
国語	12	音楽	0
算数・数学	3	図画工作・美術	1
道徳	6	技術家庭	1
社会・生活	6	体育・保健体育	2
理科	4	外国語活動・英語	2
総合的な学習の時間	1	特別活動	0
講義のみ(学習評価など)	2	自立活動・生活単元	8
要請訪問 合計		48回	

分野	指導数(回)	分野	指導数(回)
	訪問研修		訪問研修
学力向上	47回	児童生徒指導等	28回
訪問研修 合計		75回	

今日の社会的状況及び校内の教職員年代構成を踏まえ、“学びつづける教職員”の実現を目指し、人格的資質・課題解決力・授業力など、教職員の資質・能力の向上や学校の教育力を高める研修の充実を図ります。

(1) 人格的資質向上研修講座(年間2回)

豊かな人間性と社会性及び対人関係能力を培い、人格的資質の向上を図ります。

(2) 課題解決力向上研修講座(年間6回)

子どもや社会の変化による様々な教育課題について学び、課題解決力の向上を図ります。

(3) 授業力向上研修講座(年間6回 + 理科訪問研修回数)

教科教育等に関わる基礎的・専門的知識及び技能について学び、指導技術の向上を図ります。

(4) 特別講座 社会体験研修(年間1回)

社会福祉施設等での体験を通して、幅広い視野からのものの見方を体得し、社会人・教育公務員としての自覚の向上を図ります。

(5) 教育研究所発表会・教育講演会(年間各1回)

教育研究所発表会では、教育研究所で行った調査研究の概要を発表し、その成果を本市教育に反映します。

教育講演会では、教職員・保護者・市民が教育についてともに学び、地域・家庭との連携を深めます。

(6) 実践力向上研修発表会(年間1回)

先進事例を持つ自治体や県外への視察で経験、体得したこと等、研修成果の報告をします。

(7) 教育の情報化に関する研修講座(年間3回 + 訪問研修回数)

① 情報セキュリティ[校長・教頭・教務担当・ネットワークリーダー未受講者・各校1名以上]

学校における情報セキュリティ対策を推進する必要性について研修し、情報セキュリティに関する意識を高めます。

② 校務支援システム新採用研修(同一研修2回実施)

校務支援システムの使用方法について理解を深めます。

③ 訪問研修

各学校を会場にした研修を学校の希望により開催し、教育の情報化を推進します。

(基本ソフトの操作・活用法、ICT機器を授業に活用する手法等)

(8) 情報セキュリティ研修会(年間9回)

教育委員会ファイルサーバの運用、導入機器の運用等について研修し、情報セキュリティについて理解を深めます。

(9) 実践力向上研修(研修グループにより計画)

① 教員自らが課題意識を持ち、課題解決のために行動することができる実践力を身に付けます。

② 4つのテーマごとの研修グループを募り、1年間の研修を進めます。

2. 大和市教育委員会主催の研修会等

(指 指導室 研 教育研究所 青 青少年相談室 保 保健給食課 総 教育総務課 学 学校教育課)

(1) 基本研修 年次や職務級により、受講を義務付けている研修です。

(1)-1 大和市教育委員会担当の初任者研修

事業名	指 初任者研修会		101
目的	教員としての心構えを認識し、職務に対する自覚を高めるとともに、より良い授業のあり方について基礎的理解を深め、授業づくりの視点を持って実践的指導力を高めます。		
内容	第1回【人格的資質向上①(モラルアップ)】 教育長講話 校長講話 服務説明 初任者研修について	期日	4月2日(木)
		時間	14:00~16:50
講師	教育長・中学校長会長・学校教育課長・指導室長 担当指導主事	会場	生涯学習センター 601講習室
内容	第2回【課題解決力向上①】 講義・演習「学級づくりの基礎・基本」(予定) 説明「ふれあい研修について」(予定)	期日	7月14日(火)
		時間	14:00~16:50
講師	初任者指導アドバイザー 野中信行 氏 指導室・担当指導主事	会場	勤労福祉会館
内容	第3回(宿泊研修)【人格的資質向上②③】 1日目 2日目 講義・演習 「人間関係づくり」「人権教育」「野外活動」他	期日	8月19日(水) ~20日(木)
		時間	
講師	指導室 指導主事	会場	愛川ふれあいの村
内容	第4回【課題解決力向上②】 講義「支援教育について」(予定) 演習「1年間のふりかえり」	期日	1月19日(火)
		時間	14:00~16:50
講師	指導室 指導主事	会場	特別支援教育センター アダンテ
対象	初任者(第1回のみ初任研免除者、養護教諭、栄養教諭、事務主事も対象。第3回は初任研免除者、養護教諭の希望参加可)	申込	不要
備考		問合せ先	指導室 Tel)046-260-5210

(1)-2 人格的資質向上研修 決められた年次等までに、受講を推奨する研修です。

事業名	研 人格的資質向上研修講座		102
目的	豊かな人間性と社会性及び対人関係能力を培い、人格的資質の向上を図ります。		
内容	【ホスピタリティ】 信頼感・安心感が生まれる人間関係づくり ~「ホスピタリティ」を学校で生かそう~	期日	6月22日(月)
		時間	14:00~16:50
講師	ホスピタリティコーディネーター 朝岡 万吏江	会場	生涯学習センター
対象	教育研究所【社会体験研修】受講者及び希望者	申込	5月8日(金)まで
内容	【人権教育】 地域も学校も多文化共生 ~日本にいる難民のはなし~	期日	8月20日(木)
		時間	14:30~16:50
講師	認定NPO 法人難民支援協会(JAR) 鶴木 由美子	会場	渋谷学習センター
対象	1~4年経験者教員・国際教育担当教員推奨 及び希望者・保護者・市民	申込	5月8日(金)まで
備考	◆5・中堅・15・25年経験者選択講座対象[人格的資質] ◆初任者選択講座対象[人格的資質] 【ホスピタリティ】は教育研究所の特別講座【社会体験研修】 受講者は必修	問合せ先	教育研究所 Tel)046-260-5213

事業名	研 情報教育研修講座【情報セキュリティ】		103
目的	学校の情報資産及びそのセキュリティ対策について理解を深め、情報管理の意識を高めます。		
内容	【情報セキュリティ】 校内における情報セキュリティ対策について	期日	12月25日(金)
		時間	9:30~10:30
講師	インストラクター	会場	未定
対象	校長・教頭・教務担当のうち未受講者、またはネットワークリーダー及び希望者(各校1名以上)	申込	別途連絡
備考		問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

(1)-3 課題解決力向上研修 決められた年次等までに、受講を義務付けた研修です。

事業名	研 課題解決力向上研修講座【PC教室利用基礎】		104
目的	校内LANとコンピュータ教室の基本的な仕組みと操作について学びます。		
内容	【PC教室利用基礎】 校内LANとICT機器活用	期日	① 8月24日(月)中学校 ② 8月25日(火)小学校
		時間	14:30~16:50
講師	インストラクター	会場	① つきみ野中学校 ② 林間小学校
対象	①中学校1年経験者教員 ②小学校1年経験者教員 及び希望者	申込	5月8日(金)まで
備考	△1年経験者選択講座対象(課題解決力) 1年経験者は必修	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

(1)-4 授業力向上研修 決められた年次等までに、受講を義務付けた研修です。

事業名	研 授業力向上研修講座		105
目的	教科教育等にかかわる基礎的・専門的知識及び技能について学び、指導技術の向上を図ります。		
内容	【小学校理科観察・実験】 小学校理科の観察・実験の基礎	期日	6月24日(水)、26日(金) (同内容で2日実施 いずれか1日受講)
		時間	14:30~16:50
講師	県立青少年センター 技師	会場	柳橋小学校西棟 (理科センター)
対象	小学校1年経験者教員及び希望者	申込	5月8日(金)まで
備考	◎小学校1年経験者選択講座対象(授業力向上) 小学校1年経験者は必修	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

(1)-5 その他研修 決められた年次等までに、受講を義務付けた研修です。

事業名	指 普通救命講習会		106
目的	生命の危険な状態における対処の仕方を学習し、教員の資質向上と学校の危機管理力の向上を図ります。		
内容	普通救命講習会<心肺蘇生法とAEDの使用法>	期日	4月20日(月)
		時間	13:30~16:50
講師	大和市消防本部職員	会場	消防本部 3階
対象	・各校1名、及び希望者(1~5年次の教員)	申込	文書で通知
備考	応急手当普及員は3年ごとに受講	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

(2) 専門研修(希望者) 資質向上を目指した自己のキャリア形成を考え、計画的な受講をお願いします。

(2)-1 人格的資質向上

事業名	㊟ 人格的資質向上研修講座		201
目的	豊かな人間性と社会性及び対人関係能力を培い、人格的資質の向上を図ります。		
内容	【ホスピタリティ】〔再掲〕 信頼感・安心感が生まれる人間関係づくり ～「ホスピタリティ」を学校で生かそう～	期日	6月22日(月)
		時間	14:00～16:50
講師	ホスピタリティコーディネーター 朝岡 万吏江	会場	生涯学習センター
対象	教育研究所の特別講座【社会体験研修】受講者及び希望者	申込	5月8日(金)まで
内容	【人権教育】〔再掲〕 地域も学校も多文化共生 ～日本にいる難民のはなし～	期日	8月20日(木)
		時間	14:30～16:50
講師	認定NPO 法人難民支援協会(JAR) 鶴木 由美子	会場	渋谷学習センター
対象	1～4年経験者教員・国際教育担当教員推奨 及び希望者・保護者・市民	申込	5月8日(金)まで
備考	◆5・中堅・15・25年経験者選択講座対象[人格的資質] ◆初任者選択講座対象[人格的資質] 【ホスピタリティ】は教育研究所の特別講座【社会体験研修】 受講者は必修 【人権教育】は1～4年経験者推奨	問合せ先	教育研究所 Tel)046-260-5213

事業名	㊟ 特別講座【社会体験研修】		202
目的	社会福祉施設等での体験を通して、幅広い視野からもの見方を体得し、社会人・教育公務員としての自覚の向上を図ります。		
内容	【社会体験研修】事前打合せ(研修説明会)	期日	5月26日(火)
		時間	15:50～16:50
講師	教育研究所 指導主事	会場	勤労福祉会館
内容	【社会体験研修】3日間の実習 ① 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団管理施設 《引地台温水プール》 ② 公立保育園・私立保育園、社会福祉法人大和しらかし会 《松風園》 ③ 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団管理施設 《大和市自然観察センター・しらかしのいえ》 ④ 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団管理施設 《大和スポーツセンター》 社会福祉法人やまねっと 《地域作業所》 ⑤ 市立図書館 《大和市立図書館》 社会福祉法人やまねっと 《地域作業所》 ⑥ 公立保育園、私立保育園	期日	① 7月24日(金・祝) ～7月26日(日)
			② 7月27日(月) ～7月29日(水)
			③ 7月28日(火) ～7月30日(木)
			④ 7月29日(水) ～7月31日(金)
			⑤ 8月3日(月) ～8月5日(水)
			⑥ 8月5日(水) ～8月7日(金)
		時間	各事業所による
		会場	各事業所・施設
対象	◆5年経験者選択講座対象[人格的資質] 教職員(希望者) *ここで掲げた施設での研修希望者	申込	4月17日(金)まで
備考	事前打合せ(5月26日)には必ず参加のこと。 人格的資質向上研修講座【ホスピタリティ】(6月22日) を併せて受講すること(要・別途申込み)。 日程・施設等の詳細は別紙「令和2年度大和市教育研究所研修講座案内」にて。	問合せ先	教育研究所 Tel)046-260-5213

(2)-2 課題解決力向上

事業名	㊦ 課題解決力向上研修講座		203
目的	子どもや社会の変化によるさまざまな教育課題について学び、課題解決力の向上を図ります。		
内容	【ファシリテーション】 ファシリテーションを生かした仕事術 ～よりよい会議の持ち方・進め方～	期日	7月28日(火)
		時間	14:00～16:50
講師	有限会社 オー・エス・エー 代表取締役 釋 左枝	会場	勤労福祉会館
対象	教職員(希望者)	申込	5月8日(金)まで
内容	【児童生徒指導】 関係性の児童・生徒指導 ～子どもの成長上の課題をふまえた今日的な児童・生徒指導の在り方～	期日	8月6日(木)
		時間	14:00～16:50
講師	神奈川大学 人間科学部 人間科学科 教授 近藤 昭一	会場	勤労福祉会館
対象	教職員(希望者)	申込	5月8日(金)まで
内容	【健康・安全教育】(※指導室と共催) 子どもの防犯力を高める安全教育 ～犯罪から子どもを守るには～	期日	8月18日(火)
		時間	13:45～16:50
講師	NPO 法人 日本こどもの安全教育総合研究所 理事長 宮田 美恵子	会場	渋谷学習センター
対象	教職員(希望者)・保護者・市民 ◎各校1名以上	申込	5月8日(金)まで
内容	【教育社会学】 社会の変化から見る「学校」や「教師」の役割	期日	8月19日(水)
		時間	14:00～16:50
講師	東京大学大学院 教授 本田 由紀	会場	勤労福祉会館
対象	教職員(希望者)	申込	5月8日(金)まで
内容	【PC教室利用基礎】[再掲] 校内LANとICT機器活用	期日	① 8月24日(月)中学校 ② 8月25日(火)小学校
		時間	14:30～16:50
講師	インストラクター	会場	① つきみ野中学校 ② 林間小学校
対象	①中学校1年経験者教員 ②小学校1年経験者教員 及び希望者	申込	5月8日(金)まで
備考	△初任者選択講座対象[課題解決力] △5・中堅・15・25年経験者選択講座対象[課題解決力] △PC教室利用基礎は、1年経験者選択講座対象(課題解決力)1年経験者は必修	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

(2)-3 授業力向上

事業名	研 授業力向上研修講座		204
目的	教科教育等にかかわる基礎的・専門的知識及び技能について学び、指導技術の向上を図ります。		
内容	【探究型授業】 調べたことから自分の考えをまとめる方法 ～演習を通して学ぶ、子どもへの指導方法～	期日	7月22日(水)
		時間	14:00～16:50
		会場	北大和小学校
講師	放送大学 客員准教授 塩谷 京子	申込	5月8日(金)まで
内容	【音楽】 合唱の楽しさを味わおう!	期日	7月27日(月)
		時間	14:00～16:50
		会場	シリウス マルチスペース
講師	作曲家, 指揮者 富澤 裕	申込	5月8日(金)まで
内容	【理科実地研修】 江の島の自然観察(地層と磯の生物観察)	期日	8月4日(火)
		時間	9:00～12:00
		会場	江の島
講師	元藤沢市小学校長 菊池 久登	申込	5月8日(金)まで
内容	【外国語】 小・中・高のつながりを踏まえた「外国語・英語教育」 ～これからの指導と評価のポイント～	期日	8月17日(月)
		時間	14:00～16:50
		会場	渋谷学習センター
講師	文部科学省教科調査官(中学校) 山田 誠志	申込	5月8日(金)まで
内容	【道徳】 「考え、議論する」道徳授業と評価の工夫 ※提案授業+講義	期日	10月27日(火)
		時間	5校時～16:50
		会場	未定
講師	東京学芸大学 教授 永田 繁雄	申込	5月8日(金)まで
対象	教職員(希望者)		
備考	◎初任者選択講座対象[授業力向上] ◎中学校1年経験者選択講座対象[授業力向上] ◎5・中堅・15・25年経験者選択講座対象[授業力向上]	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213
内容	【小学校理科観察・実験】〔再掲〕 小学校理科の観察・実験の基礎	期日	6月24日(水)、28日(金) (同内容で2日実施 いずれか1日受講)
		時間	14:30～16:50
		会場	柳橋小学校西棟 (理科センター)
講師	県立青少年センター 技師	申込	5月8日(金)まで
対象	小学校1年経験者教員及び希望者		
備考	◎小学校1年経験者選択講座対象[授業力向上] 小学校1年経験者は必修	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213
内容	【理科訪問研修】 生き物の飼育法、科学工作、観察・実験器具の取り扱いの基礎 等	期日	5月～12月(随時)
		時間	1～2時間程度
		会場	各学校理科室等
講師	教育研究所指導主事	申込	別途募集(随時)
対象	教職員(各学校における研修会)		
備考	※最小開催人数1名 詳細は、別紙「理科教育学校訪問研修」要項にて	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

(2)-4 その他研修

事業名	㊦ 青少年相談室夏季研修講座「子どもを中心におく“エコロジカルアプローチ”」		205
目的	アセスメント力の育成をねらいに、教室の子どもたちを見守る力を養います		
内容	子どもたちに関わる課題に対してのアセスメントと環境調整や要支援者へのアプローチなどスクールソーシャルワーカーの支援の実際を学ぶ。	期日	7月22日(水)
		時間	9:30~12:00
講師	青少年相談室 スクールソーシャルワーカー	会場	青少年相談室
対象	教職員希望者	申込	前日までに電話・FAX
備考	3回連続シリーズです	問合せ先	青少年相談室 Tel)046-260-5036

事業名	㊦ 青少年相談室夏季研修講座「ケースに関わる子どもの行動とその心理的背景」		206
目的	アセスメント力の育成をねらいに、教室の子どもたちを見守る力を養います		
内容	不登校児童・生徒、行動に課題がある子どもたちの心理的背景とその支援についてどうアセスメントが行われるのか臨床心理士より学ぶ。	期日	7月27日(月)
		時間	9:30~12:00
講師	青少年相談室 青少年心理カウンセラー	会場	青少年相談室
対象	教職員希望者	申込	前日までに電話・FAX
備考	3回連続シリーズです	問合せ先	青少年相談室 Tel)046-260-5036

事業名	㊦ 青少年相談室夏季研修講座「支援に対するの共通思考について」		207
目的	アセスメント力の育成をねらいに、教室の子どもたちを見守る力を養います		
内容	子どもたちに関わる課題を複眼的に分析し、アセスメントを行うとともに、ケースの進行管理や終結点について考えます。	期日	8月20日(木)
		時間	9:30~12:00
講師	青少年心理カウンセラー・スクールソーシャルワーカー・指導主事	会場	青少年相談室
対象	教職員希望者	申込	前日までに電話・FAX
備考	3回連続シリーズです	問合せ先	青少年相談室 Tel)046-260-5036

(3) 専門研修(各校1名以上) 専門的な知識の学校現場での普及により、学校力UPを図ります。

(3)-1 課題解決力向上

事業名	㊦ 特別支援教育新担当教員研修会		301
目的	支援を必要とする児童生徒の理解や、特別支援学級等の運営に関する基本的事項について理解し、学校での支援の充実を図る。		
内容	支援教育の心構えについて、大和市の支援教育について 個別の支援・指導計画、相談支援ファイル「かけはし」について	期日	4月13日(月)
		時間	15:00~17:00
講師	教育委員会指導室指導主事	会場	特別支援教育センター
対象	特別支援学級新担当、通級指導教室新担当、 教育相談コーディネーター新担当希望者	申込	4月5日(金)まで
備考		問合せ先	特別支援教育センター Tel)046-273-8351

事業名	㊦ 教頭研修会 兼 自衛消防訓練講習会		302
目的	学校経営上の諸問題について、現状を把握分析し、教頭としての指導・管理面の充実を図るとともに、防災資器材の使用方法を学びます。		
内容	自衛消防訓練	期日	8月4日(火)
		時間	9:00~12:00
講師	消防本部予防課職員	会場	林間小学校
対象	教頭(防火管理者)+希望者	申込	4月15日(水)まで
備考		問合せ先	指導室 Tel)046-260-5210

事業名	④ 特別支援教育推進研修会		303
目的	教育的ニーズの理解、指導方法等を研修し、特別支援教育の指導の向上を図ります。		
内容	【全体会】 ① 講演「これからのインクルーシブ教育について」 ② 発表・情報提供「特別支援教育について」	期日	7月27日(月)
		時間	9:30~12:00
		会場	シリウス(メインホール)
講師	① 東京大学 特任助教 二羽 泰子 氏 ② 平成30年度実践力向上研修メンバー、大和市教育委員会指導主事	申込	4月15日(水)まで
内容	【選択①】 演習「専門職による支援の方法」	期日	7月27日(月)
		時間	14:30~17:00
		会場	特別支援教育センター
講師	特別支援学校担当者	申込	6月末日まで
内容	【選択②】 講演「就労を見据えた支援について」 ① キャリア教育について ② 自立活動と支援方法について	期日	7月28日(火)
		時間	9:30~12:00
		会場	シリウス(サブホール)
講師	渡邊 昭宏 氏(元神奈川県立金沢養護学校副校長)	申込	6月末日まで
内容	【選択③】 通常の学級の中の支援	期日	7月28日(火)
		時間	14:00~17:00
		会場	シリウス(サブホール)
講師	明星大学 教授 小貫 悟 氏	申込	6月末日まで
内容	【選択④】 ムーブメント運動についての理解と実践 ① 認知発達と運動の発達について ② ムーブメントの実践	期日	8月5日(火)
		時間	9:30~12:00
		会場	ポラリス
講師	玉川大学 教授 安藤 正紀 氏	申込	6月末日まで
内容	【選択⑤】 自閉症・ADHDの特性理解と支援方法 ① 自閉症の特性理解と支援方法 ② ADHDの特性理解と支援方法	期日	8月20日(木)
		時間	14:00~17:00
		会場	特別支援教育センター
講師	横浜国立大学 教授 関戸 英紀 氏	申込	6月末日まで
対象	○特別支援学級担当者(必須) ○教育相談コーディネーター(必須) ○ことばの教室担当者(必須) ○はぐくみの教室担当者(必須) ○院内学級担当者(必須) ○特別支援学級担任以外(交流級担任優先)(必須)3名 ○その他、希望者(ヘルパー・SA)		
備考	◎全体会は全員受講、選択①~⑤はいずれか1つ以上を 選択受講 ◎初任者選択講座対象[課題解決力向上] ◎中学校1年経験者選択講座対象[課題解決力向上] ◎5・中堅・15・25年経験者選択講座対象[課題解決力 向上]	問合せ先	特別支援教育センター Tel)046-273-8351

事業名	④ 課題解決力向上研修講座		304
目的	子どもや社会の変化によるさまざまな教育課題について学び、課題解決力の向上を図ります。		
内容	【健康・安全教育】(※指導室と共催)[再掲] 子どもの防犯力を高める安全教育 ~犯罪から子どもを守るには~	期日	8月18日(火)
		時間	13:45~16:50
		会場	渋谷学習センター
講師	NPO 法人 日本こどもの安全教育総合研究所 理事長 宮田 美恵子	申込	5月8日(金)まで
対象	教職員(希望者)・保護者・市民 健康安全教育的担当者各校1名以上及び希望者		
備考	△初任者選択講座対象[課題解決力] △5・中堅・15・25年経験者選択講座対象[課題解決力]	問合せ先	教育研究所 Tel)046-260-5213

(3)-4 その他研修

事業名	⑩ 応急手当普及員講習会		305
目的	教職員が、緊急時における的確な対応を行うための知識と技能を身につけます。		
内容	AEDを活用した校内での応急手当講習会開催のための普及員養成	期日	8月3日(月) ～8月5日(水)
		時間	9:00～17:00
講師	大和市消防本部救急救命課 職員	会場	消防本部 講堂
対象	○中学校各校1名(保健体育科教諭・養護教諭で未資格保有者優先)	申込	4月15日(水)まで
	○小学校(2分割) Bブロック各校1名(養護教諭で未資格保有者優先)		
備考	・全日程受講すること ・小学校について、来年度は2分割Bブロック校	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	⑩ 水泳安全指導法講習会		306
目的	教職員が、水泳学習を安全に実施するとともに、緊急時における的確な対応を行うための知識と技能を身につけます。		
内容	水泳学習指導における安全管理について(着衣泳を含む)	期日	6月5日(金)
		時間	14:30～16:50
講師	日本水泳振興会職員	会場	引地台プール
対象	小学校各校1名、中学校各校1名 及び希望者(未受講者)	申込	4月15日(水)まで
備考	△初任者選択講座対象[課題解決力] ・未受講者が望ましい	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	⑩ 教職員のメンタルヘルス研修講座		307
目的	教職員のメンタルヘルスについてわかりやすく学び、心の健康の保持・増進を図ります。		
内容	セルフケアや学校での環境づくりなどの講演	期日	7月下旬～8月上旬予定
		時間	1時間30分程度
講師	未定	会場	未定
対象	各校1名以上及び希望者	申込	文書で通知
備考	詳細は後日文書でお知らせします。	問合せ先	保健給食課 TEL)046-260-5206

事業名	⑩ 市立病院小児科医師による学校での食物アレルギー対応とエピペン研修会		308
目的	児童生徒がアナフィラキシーを発症した際に、教職員が適切な対応を取れることを目指します。		
内容	食物アレルギーについての知識とアナフィラキシー発症時の対応の講演、 練習用エピペンによる練習	期日	7月下旬～8月下旬予定
		時間	1時間30分程度
講師	大和市立病院 小児科医師	会場	勤労福祉会館(予定)
対象	学校に勤務する未受講の教職員等	申込	文書で通知
備考	詳細は後日文書でお知らせします。	問合せ先	保健給食課 TEL)046-260-5206

事業名	⑩ 教育課程研究協議会 外国語教育研修会		309
目的	9年間を見通した外国語教育を推進するために必要な研修を行います。		
内容	外国語教育についての講演	期日	10月26日(月)
		時間	15:00～16:50
講師	文部科学省初等中等教育局教育課程課・国際教育課教科調査官 国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官 山田 誠志 氏	会場	生涯学習センター(610)
対象	各校1名以上及び希望者	申込	4月15日(水)まで
備考	詳細は後日文書でお知らせします。	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

(4) 担当者会等(各校担当者) 各校の担当者への情報提供及び協議等を通して、学校力 UP を図ります。

事業名	④ 学校運営担当者会(教頭・教務担当)		401
目的	本市教育施策の理解と教育課程編成について情報を提供します。		
内容	教育長挨拶・各課事業説明・提出文書について	期日	4月9日(木)
		時間	14:00~16:50
講師	教育長・教育委員会各課担当職員	会場	勤労福祉会館(予定)
対象	教頭・教務担当	申込	不要
備考		問合せ先	指導室 Tel) 046-260-5210

事業名	④ 学校図書館教育担当者会		402
目的	学校図書館の有効活用や児童生徒の読書活動推進に向けた図書館教育の取組について情報を提供します。		
内容	①情報提供 今年度の取組みについて ②情報提供 今年度の取り組みについて	期日	① 4月13日(月) ② 5月21日(木)
		時間	① 15:00~17:00 ② 15:00~17:00
講師	①大和市学校図書館スーパーバイザー(SLS) ②大和市学校図書館スーパーバイザー(SLS)	会場	① 生涯学習センター ② 生涯学習センター
対象	①学校図書館教育担当者1名・学校司書1名 ②学校図書館教育担当者1名	申込	① 不要 ② 4月15日(水)まで
備考		問合せ先	指導室 Tel) 046-260-5210

事業名	④ 学力向上担当者会		403
目的	学校の学力向上に向けたプラン作成の意義と取り組みの方向性を理解し、事項における学力向上の推進を図ります。		
内容	①学力向上プラン作成についてと情報交換 ②学力向上プラン見直しについてと各学校の取り組み報告	期日	① 5月13日(水) ② 2月4日(木)
		時間	14:30~17:00
講師	指導室指導主事	会場	① 勤労福祉会館 ② 生涯学習センター
対象	学力向上担当者 各校1名	申込	4月15日(水)まで
備考		問合せ先	指導室 Tel) 046-260-5210

事業名	④ 国際教育担当者会		404
目的	外国につながる児童生徒への支援の方法について情報提供するとともに、関係者による情報交換を行います。		
内容	外国につながる児童生徒の学習支援、教育相談、日本語初期指導、国際教室の運営等の情報提供と情報交換	期日	① 4月23日(木) ② 8月17日(月)
		時間	① 14:30~16:50 ② 14:30~16:50
講師	① 横浜市立並木第一小学校 教諭 横溝 亮 ② 国立精神・神経医療研究センター 奥村安寿子	会場	① 光丘中学校 ② 渋谷学習センター
対象	国際教育担当者・希望者	申込	4月15日(水)まで
備考	※日本語指導員・外国人児童生徒教育相談員 参加 ① 同日に新任国際教育担当者会を開催	問合せ先	指導室 Tel) 046-260-5210

事業名	指 中学校外国語科・小学校外国語活動担当者会		405
目的	中学校・小学校外国語教育の推進に向けて、小中連携のもとに効果的指導のあり方について情報を提供するとともに、次年度のAET及びALTの派遣について調整を行います。		
内容	外国語教育のあり方と指導体制の確認と次年度の計画	期日	2月22日(月)
		時間	15:00~16:50
講師	指導室 指導主事	会場	生涯学習センター
対象	中学校外国語科担当者、小学校教務担当者か外国語教育担当者 各校1名	申込	4月15日(水)まで
備考	※次年度の学校行事予定を持参ください。	問合せ先	指導室 Tel) 046-260-5210

事業名	指 健康・安全教育担当者会 兼 課題解決力向上研修講座		406
目的	学校における健康・安全教育の課題について具体的方策についての情報を提供します。		
内容	子どもの防犯力を高める安全教育 ～犯罪から子どもを守るには～ (※教育研究所203・304と共催)	期日	8月18日(火)
		時間	13:45~16:50
講師	NPO 法人 日本こどもの安全教育総合研究所 理事長 宮田 美恵子	会場	渋谷学習センターホール
対象	健康・安全教育担当者 各校1名 及び希望者	申込	4月15日(水)まで
備考		問合せ先	指導室 Tel) 046-260-5210

事業名	指 青 いじめ問題対策連絡協議会		407
目的	児童生徒に関するいじめや不登校を中心とした諸問題への対応について情報提供と協議を行います。		
内容	①学校のいじめ防止基本方針について ②児童生徒指導上の諸問題について ③小中情報交換	期日	① 4月17日(金) ② 11月9日(月)
		時間	15:00~16:50
講師	大和警察 神奈川県警察本部少年相談保護センター 神奈川県中央児童相談所	会場	① 大和警察署 ② 生涯学習センター610
対象	中学校生徒指導担当者、児童支援中核教諭 各校1名	申込	4月15日(水)まで
備考		問合せ先	指導室 Tel) 046-260-5210

事業名	指 教育相談コーディネーター連絡会		408
目的	支援教育を推進するために必要な研修等を行います。		
内容	○情報提供 ○巡回相談について ○情報交換	期日	① 5月12日(火) ② 2月16日(火)
		時間	14:30~16:50
講師	指導室 指導主事	会場	① 特別支援教育センター ② 特別支援教育センター
対象	教育相談コーディネーター 希望者	申込	4月15日(水)まで
備考		問合せ先	特別支援教育センター Tel) 046-273-8351

事業名	④ 中学校生徒指導連絡協議会		409
目的	中学校生徒指導に関する諸問題の対応について、関係機関と連携の上、情報の共有と協議を行い、各校の指導に活かします。		
内容	関係機関からの情報提供 各校の情報交換・協議 ※①については、いじめ問題対策連絡協議会と兼ねるため、 開催時間は、13:30~14:35(受付 13:15~)となります。 <u>ご注意ください。</u>	期日	① 4月17日(金) ② 6月1日(月) ③ 7月6日(月) ④ 8月31日(月) ⑤ 10月9日(金) ⑥ 11月30日(月) ⑦ 1月12日(火) ⑧ 2月19日(金)
		時間	14:30~16:50
講師	大和警察・神奈川県警察本部少年相談保護センター・ 神奈川県中央児童相談所	会場	大和警察 講堂他
対象	中学校生徒指導担当者	申込	4月15日(金)まで
備考		問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	④ 幼保小連携連絡会		410
目的	幼稚園・保育園・小学校の連携のありかたについて情報を提供し、協議を行います。		
内容	スタートカリキュラムについて 就学相談の流れについて 相談支援ファイル「かけはし」について	期日	5月28日(木)
		時間	14:30~16:50
講師	指導室 担当指導主事	会場	特別支援教育センター
対象	小学校低学年担当者1名・希望者・幼稚園教諭・保育園保育士	申込	4月15日(水)まで
備考		問合せ先	特別支援教育センター TEL)046-273-8351

事業名	④ 児童・生徒支援研修会		411
目的	担当教諭の相互支援の場を提供し、教育活動に活かします。		
内容	中学校区を単位として、児童・生徒支援についての情報交換と相互支援 などを行います。 ① 上和田中、渋谷中、下福田中学校区対象(含む福田小) ② つきみ野中、南林間中学校区対象(含む西鶴間小) ③ 光丘中、引地台中学校区対象(除く福田小) ④ 鶴間中、大和中学校区対象(除く西鶴間小)	期日	① 4月14日(火) ② 4月20日(月) ③ 4月21日(火) ④ 4月23日(木)
		時間	14:30~17:00
講師	青少年相談室 教育相談アドバイザー 小見 祐子 氏	会場	青少年相談室
対象	中学校教育相談コーディネーター 小学校中核教諭・教育相談コーディネーター	申込	後日連絡
備考		問合せ先	青少年相談室 TEL)046-260-5036

事業名	④ 教育相談担当者研修会		412
目的	ケースアセスメントについて・児童虐待の対応について学びます		
内容	① 児童虐待の対応について、その支援の考え方、リスクアセスメントに ついて学びます。 ②・③ 専門的知見に基づくアセスメントの実際について学びます。	期日	① 6月30日(火) ② 10月20日(火) ③ 1月26日(火)
		時間	14:30~17:00
講師	児童相談所職員・福祉機関職員・心理分野学識経験者・福祉分野学識 経験者	会場	青少年相談室
対象	中学校・小学校 教育相談に携わる教職員 各校1名	申込	後日連絡
備考		問合せ先	青少年相談室 TEL)046-260-5036

事業名	㊦ 中学校教育相談コーディネーターと教育相談員の情報交換会		413
目的	中学校教育相談コーディネーターと教育相談員が情報交換を行い入学後の支援に役立てます。		
内容	中学校進学に向けての情報交換を行います。教育相談アドバイザーによるSVも可能。 ① つきみ野中、南林間中教育相談CN ② 引地台中、上和田中、渋谷中、下福田中教育相談CN ③ 鶴間中、大和中、光丘中教育相談CN	期日	① 3月1日(月) ② 3月3日(水) ③ 3月4日(木)
		時間	14:30~17:00
講師	青少年相談室 教育相談アドバイザー 小見 祐子 氏	会場	青少年相談室
対象	中学校教育相談コーディネーター	申込	後日連絡
		問合せ先	青少年相談室 Tel)046-260-5036

事業名	㊦ 不登校児童生徒支援員研修会		414
目的	不登校児童・生徒への対応について学び、日々の実践に生かします。		
内容	① 「不登校児童・生徒との関わり方など(学習支援・教育相談)」 ② 「不登校児童・生徒の状況報告・教育支援教室との連携など」	期日	① 4月22日(水) ② 10月7日(水)
		時間	15:00~17:00
講師	①青少年相談室 教育相談アドバイザー 小見 祐子 氏 ②青少年相談室 指導主事	会場	青少年相談室
対象	不登校児童生徒支援員	申込	後日連絡
		問合せ先	青少年相談室 Tel)046-260-5036

事業名	㊦ 教育課程研究協議会		415
目的	教育課程に係わる課題について研究し研究成果の発信を行う。		
内容	未定	期日	年間11回程度
		時間	午後
講師	未定	会場	未定
対象	別途指定	申込	不要
備考	協議会の日程は後日決定	問合せ先	指導室 Tel)046-260-5210

事業名	㊦ 教材教具研究協議会		416
目的	市内小中学校の教材教具の均一化・教育の機会均等を図ります。		
内容	①物品選定理由書・標準教材品目表の見直し ②物品選定理由書の審査内容の協議 ③教科毎に標準教材品目表の見直し	期日	5月19日(火)
		時間	小 14:30~15:30 中 15:50~16:50
講師	なし	会場	大和市役所 会議室棟101会議室
対象	小・中学校教材教具研究協議会(市内割り当て)	申込	文書で通知
備考	小学校と中学校で時間が異なります。	問合せ先	指導室 Tel)046-260-5210

事業名	㊦ 食育担当者会		417
目的	栄養教諭を中核とした食育ネットワーク指導の体制を整え、学校における食育指導の充実を図ります。		
内容	栄養教諭を中核とした食育ネットワークの推進のための情報提供・情報交換	期日	6月18日(木)
		時間	15:00~16:45
講師		会場	勤労福祉会館ホール
対象	食育担当者(各校1名)、栄養教諭、栄養士	申込	4月15日(水)まで
備考	保健給食課と共催	問合せ先	指導室 Tel)046-260-5210

事業名	④ ネットワークリーダー会議			418
目的	各学校における情報教育の推進及び校務支援システムの活用を図るとともに、校内情報の管理に関する研修や情報交換、連絡、調整を行います。			
内容	機器管理、情報管理、校務支援システム、情報モラル教育、ICT 機器の活用、情報セキュリティ等について	期日	① 4月22日(水) ② 9月24日(木) ③ 3月3日(火)	
		時間	15:00~16:50	
講師	教育研究所指導主事 校務支援システム・情報モラル教育委託事業者	会場	① 未定 ② 未定 ③ 未定	
対象	ネットワークリーダー 各校1名	申込	不要	
備考		問合せ先	教育研究所 Tel) 046-260-5213	

事業名	⑤ 新任国際教育担当者会			419
目的	新任の国際教育担当者に向け、国際教育の内容の充実や担当職員の資質の向上を図ります。			
内容	外国につながる児童生徒の学習支援、国際教室の運営等に関する情報提供と情報交換	期日	4月23日(木)	
		時間	13:30~14:15	
講師	担当指導主事、日本語指導アドバイザー、日本語指導巡回教員	会場	光丘中学校	
対象	新任国際教育担当者・希望者・日本語指導に関心のある人	申込	4月15日(水)まで	
備考	同日に国際教育担当者会を開催	問合せ先	指導室 Tel) 046-260-5210	

事業名	⑥ 日本語指導養成講座			420
目的	外国につながる児童生徒への日本語指導力向上を目指します。			
内容	日本語教育アドバイザーや教員、地域の外国人支援団体等を講師に招き、日本語指導力向上を目的に研修を行います。また、外国につながる児童生徒の学習支援、国際教室運営等に関する情報交換を行います。	期日	8月4日(火) 8月5日(水) 8月6日(木) 8月7日(金)	
		時間	13:30~16:30	
講師	日本語指導アドバイザー、日本語指導員等	会場	ベテルギウス	
対象	新任国際教育担当者・希望者・日本語指導に関心のある人	申込	7月31日(金)まで	
備考		問合せ先	指導室 Tel) 046-260-5210	

事業名	⑦ 通級指導教室担当者会			421
目的	通級指導教室の情報交換や関係機関からの情報提供を行い、担当教員の資質の向上を図ります。			
内容	通級指導教室の担当者同士での情報交換や関係機関からの情報提供を行います。	期日	7月10日(金)	
		時間	9:30~11:30	
講師	担当指導主事	会場	特別支援教育センター	
対象	通級指導教室教員(ことばの教室、はぐくみの教室)	申込	4月15日(水)まで	
備考		問合せ先	特別支援教育センター Tel) 046-273-8351	

(5) 研究発表会

事業名	⑩ ⑪ 研究推進校発表会		501
目的	指導室・研究所の指定する教育課題についての実践研究について、その成果を発表し、本市の教育活動の充実を図ります。		
内容	【教育課題研究推進校・下福田小学校】(3年次本発表) 「自分の考えを深める子」 ～つながりを意識した授業づくり～自分の考えを表現できる子	期日	11月26日(木)
内容	【教育課題研究推進校・下福田中学校】(2年次中間発表) 生徒とともに造る主体的な「学び」の場	期日	11月10日(火)
内容	【ふれあい教育実践研究推進校・北大和小学校】(2年次本発表) 互いに聴き合い学び合う児童の育成 ～自ら伝える力の向上を目指して～	期日	1月22日(金)
内容	【ふれあい教育実践研究推進校・柳橋小学校】(2年次本発表) 自分で考え、かかわり合いの中で学ぶ子どもの育成を目指して ～伝え合い・学び合い・高め合い「あい」のあふれる授業づくり～	期日	1月29日(金)
内容	【教育の情報化推進校・引地台小学校】(2年次授業公開) 認め合う・学び合う子の育成 ～ICTの有効な活用～		① 6月12日(金) ② 11月13日(金)

事業名	⑫ 教育研究所 研究発表会		502
目的	教育研究所で行った調査研究の概要を発表し、その成果を本市教育に反映します。		
内容	調査研究成果の発表 地域に開かれた教育課程(研究紀要) 理科教育に関する調査研究部会(市内小学校教員アンケートより)	期日	8月21日(金)
		時間	13:30～14:50
発表者	教育研究所研究員	会場	渋谷学習センター
対象	教育研究所研究員及び希望者・保護者・市民	申込	5月8日(金)まで
備考	503 実践力向上研修発表大会と合わせて受講した場合のみ △初任者選択講座対象[課題解決力] △5・中堅・15・25年経験者選択講座対象[課題解決力]	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

事業名	⑬ 実践力向上研修部会発表会		503
目的	実践力向上研修部会で行った研究、研修の概要を発表し、その成果を本市教育に反映します。		
内容	学力向上に関する発表(学力向上部会) 特別支援教育に関する発表(特別支援教育部会) 不登校に関する発表(不登校部会) 子どもたちの人間関係、集団づくりに関する発表(今日的教育課題部会)	期日	8月21日(金)
		時間	15:00～16:50
発表者	実践力向上研修部員	会場	渋谷学習センター
対象	実践力向上研修部員及び希望者・保護者・市民	申込	5月8日(金)まで
備考	502 教育研究所研究発表大会と合わせて受講した場合のみ △初任者選択講座対象[課題解決力] △5・中堅・15・25年経験者選択講座対象[課題解決力]	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

(6) その他

事業名	研 情報教育研修講座【校務支援システム初任者・異動者研修】		601
目的	校務支援システムの使用方法について学びます。		
内容	【校務支援システム初任者・異動者研修】 校務支援システムの仕組みや操作方法について、学ぶ。	期日	① 未定 ② 未定 (同内容で2日実施 いずれか1日受講)
		時間	15:20~16:50
講師	インストラクター	会場	①② 光丘中学校 PC教室
対象	初任者、異動者(初めて校務支援システムを使用する教職員)	申込	別途募集
備考		問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

事業名	研 情報教育研修講座【訪問研修】		602
目的	ICTスキルを高めるための研修を、希望校を研修会場にして行い、学校教育の情報化を推進します。		
内容	【訪問研修】 各学校を会場にした研修を要請により開催する。 導入ソフトの活用・ICT機器の授業活用等	期日	7月~2月の随時
		時間	1~3時間
講師	教育研究所担当指導主事 インストラクター	会場	各小中学校
対象	教職員(各学校における研修会)	申込	別途募集(随時)
備考	最小開催人数1名	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

事業名	青指 令和2年度かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェブ地域フォーラムin大和 兼 いじめ不登校を考える教育フォーラム		603
目的	「大和市学校教育基本計画」の重点施策である「不登校やいじめ問題の解消」についての啓発、及び市民・保護者等との意見交換をします。(今年度は「令和2年度かながわ子どもスマイル(SMILE)地域フォーラム」と兼ねる)		
内容	・いじめ・暴力行為等防止ポスター表彰式 ・学校の取り組み発表 ・講演「(仮)いじめ問題に大人としてどうかかわるか」	期日	1月23日(土)
		時間	午後
講師	国立大学法人 鳴門教育大学 教職大学院 教授 阿形 恒秀 氏	会場	渋谷学習センター
対象	市民・保護者・教職員	申込	後日連絡
備考	校長研修を兼ねる	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	指 大和市子ども読書フェスティバル		604
目的	コンクールの表彰とともに、学校司書を中心として読書の楽しさを実感できるイベントを行います。		
内容	・大和市子ども読書感想文コンクール表彰式 ・図書館を使った調べる学習コンクール表彰式 ・ステージでの朗読会	期日	11月21日(土)
		時間	13:00~16:30
講師	浜千鳥	会場	大和市文化創造拠点サブ ホール他
対象	市民対象 学校司書(研修・勤務扱い)	申込	なし
備考	教職員の参加は有志参加	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	㊦ 青少年健全育成講演会		605
目的	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせて開催し、青少年健全育成への理解を深めます。		
内容	市内で活動される、子ども支援に関わる皆様や市民の皆様を対象に、子どもを取り巻く諸課題について、考え、学ぶことができる講演会を開催します。	期日	7月4日(土)
		時間	10:00~12:00
講師	未定	会場	勤労福祉会館
対象	市民・保護者・青少年育成団体・教職員	申込	前日までに電話・FAX
備考		問合せ先	青少年相談室 Tel)046-260-5036

事業名	㊦ 教育講演会		606
目的	教職員・保護者・市民が教育について共に学び、地域・家庭との連携を深めます。		
内容	大人も子どもも知っておきたい!ネット社会の上手な歩き方	期日	8月3日(月)
		時間	14:30~16:50
講師	聖心女子大学 非常勤講師 榎本 竜二	会場	渋谷学習センター
対象	希望者・保護者・市民	申込	5月8日(金)まで
備考		問合せ先	教育研究所 Tel)046-260-5213

事業名	㊦ English Day		607
目的	授業で学んだ英語を活かしたコミュニケーション活動を通して、積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育てます。		
内容	英語でのコミュニケーション活動	期日	8月1日(土)
		時間	10:00~12:00(第1部) 14:00~16:00(第2部)
講師		会場	保健福祉センターホール
対象	大和市立小学校5・6年生	申込	未定
備考		問合せ先	指導室 Tel)046-260-5210

寺子屋コーディネーター等の連絡会・研修会			
目的	各事業の実務・サービスについて連絡・情報交換を行い事業の充実を図ります。		
事業名	㊦ 寺子屋コーディネーター連絡会		608
会場	生涯学習センター	期日	① 4月 8日(水)
時間	10:30~12:00		② 5月 13日(水)
講師	大和市教育委員会指導室		③ 6月 3日(水)
対象	寺子屋やまとコーディネーター 各校1名		④ 7月 15日(水)
			⑤ 9月 16日(水)
			⑥ 12月 16日(水)
			⑦ 2月 10日(水)
			⑧ 3月 10日(水)
事業名	㊦ 寺子屋学習支援員連絡会		609
会場	①生涯学習センター ②勤労福祉会館	期日	① 4月 1日(水)
時間	14:40~16:30		② 6月 17日(水)
講師	大和市教育委員会指導室		
対象	寺子屋やまと学習支援員 各校3名~4名		

事業名	⑤ 中学校学習支援コーディネーター・学習支援員連絡会		610
会場	生涯学習センター	期日	① 4月1日(水) ② 5月14日(木) ③ 9月17日(木) ④ 2月25日(木)
時間	①のみ 14:40~ ①以外 15:00~17:00		
講師	大和市教育委員会指導室		
対象	中学校学習支援コーディネーター 各校1名・①のみ 学習支援員 各1名		
事業名	⑤ 中学校学習支援少人数指導非常勤講師(英語・数学)連絡会		611
会場	生涯学習センター	期日	① 4月1日(水) ② 5月14日(木) ③ 9月17日(木) ④ 2月25日(木)
時間	①のみ 14:40~ ①以外 15:00~17:00		
講師	大和市教育委員会指導室		
対象	中学校少人数非常勤講師 各校 英語1名 数学1名		
事業名	⑤ 学校司書連絡会		612
会場	①学校図書館 ②生涯学習センター ③学校図書館	期日	① 6月17日(水) ② 10月2日(金) ③ 1月20日(水) ※このほか4ブロックの 地域別学校司書連絡 会を予定
時間	14:30~16:30		
講師	担当指導主事又は講師招聘 大和市学校図書館スーパーバイザー(SLS)		
対象	学校司書		
事業名	⑤ 新任学校司書研修会		613
会場	①生涯学習センター ②学校図書館	期日	① 4月1日(水) ② 4月17日(金)
時間	14:40~16:30 ②14:30~16:30		
講師	①②大和市学校図書館スーパーバイザー(SLS)		
対象	R1年度 中途採用学校司書、R2年度 新任学校司書		
事業名	⑤ 特別支援教育スクールアシスタント連絡会		614
会場	①特別支援教育センター ②特別支援教育センター	期日	① 4月2日(木) ② 6月10日(水)
時間	①10:00~12:00 ②13:30~15:30		
講師	①教育委員会指導主事 ②はぐくみの教室教諭、教育委員会指導主事		
対象	特別支援教育スクールアシスタント		
事業名	⑤ 特別支援教育ヘルパー連絡会		615
会場	①特別支援教育センター ②特別支援教育センター	期日	① 4月2日(木) ② 6月17日(水)
時間	①10:00~12:00 ②13:30~15:30		
講師	未定		
対象	特別支援教育ヘルパー		
事業名	⑤ 放課後子ども教室アドバイザー連絡会		616
会場	生涯学習センター	期日	① 4月8日(水) ② 6月3日(水) ③ 2月10日(水)
時間	10:30~12:00		
講師	大和市教育委員会指導室		
対象	放課後子ども教室学習アドバイザー 各校1名		
備考	寺子屋コーディネーター連絡会と同日開催	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

令和2年3月26日

令和元年度 いじめを考えるフォーラム 実施報告

大和市教育委員会 指導室

1 目的 大和市におけるいじめ対策の取り組みを市内に周知するとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育てていく取り組みを推進する。

2 日時 令和2年1月11日（土）13：30～16：30

3 内容 <いじめ・暴力行為等防止ポスター表彰式>

<学校での取り組み発表>

<講演>

「スマホ時代に考える いじめ・ネットいじめの傾向と対策

～脱いじめ傍観者を目指して～

ストップイットジャパン株式会社 代表取締役 谷山 大三郎 氏

4 フォーラム参加者 (人)

	学校関係者				保護司 児童民生委員他	市民	行政	合計
	小学校教員	中学校教員	保護者	評議員				
人数	25	22	26	6	6	11	25	121
合計	79							

5 アンケート回収率：52% (人)

	学校関係者			保護司 児童民生委員他	市民	行政	合計
	小中学校教員	保護者	評議員				
人数	38	14	5	5	1	-	63
合計	57						

6 アンケート結果

(1) 内容はわかりやすかったですか (○をつけてください) (人)

	よく分かる	分かる	やや難しい	難しい	無回答
人数	39	20	0	0	4

(2) いじめ問題への取り組みとして役立つ内容でしたか (○をつけてください) (人)

	とても役立つ	役立つ	あまり役立たない	役立たない	無回答
人数	30	29	0	0	4

(3) 参加者の感想

【教職員】

- 中学校の取り組みがとても良いと思いました。生徒の取り組みによって生徒の心が動くそれがとてもいいと思いました。谷山先生のお話は傍観者に対する考えを変えてくれました。まずは自分を大切にすることによってそうだなと思いました。「助けたいけれど止めたら自分がやられるのではないかとこわい」という生徒の声は多いので、心配する雰囲気を作ることも大切だと私たち教師が学級づくりをしていこうと思いました。
- 中学生の発表はとても具体的ですばらしかったです。意識の分析をしているのはさすが中学生と感じさせられました。谷山先生の行動力に大変心をうたれました。アプリもそうですが具体的に何かをすることが問題解決につながるのだと改めて思いました。助け合い一人も見捨てないことが重要なのだと思います。私も具体を一つ一つ考え行動に移したいと考えました。

【保護者】

- 大和中学校の生徒会の取り組みが素晴らしいと思います。近隣の小学校で発表する機会があれば小学生のころからいじめをなくすことへの意識が高まるのではないかと思います。子供達を取り巻く環境の変化について多くの学びを得ることができてよかったです。
- 大和中の皆さんの発表がとてもよかったです。このような取り組みをすることで生徒自身がいじめについて考える機会があり、より良い学校づくりができると思います。近隣の小学校などでの発表があると小学生も勉強になるかと思いました。参加できてよかったです。

【保護司他】

- 具体的な話が伺えてよかったです。子どものスマホを通じての世界観があまりわかりませんが、地域の大人として些細な変化への目配りをしていきたい。
- ストップイットの具体的な使用方法を説明していただいたことはよかったです。

7 成果と課題

- 学校の発表では、大和中学校生徒会によるいじめ未然防止のための取り組みについて、スライド等を用いた具体的な説明があり、小中校における児童生徒の主体的な取り組みの参考となった。
- 講演では、いじめの構造や実態、脱傍観者教育プログラム等について、具体的な動画も交えながら説明があり、学校、家庭、地域が連携していじめ問題を考える充実した機会となった。
- いじめの未然防止に向けた学校の取り組みについて、中学校の発表が続いているため、今後は、小学校での取り組みや、小学校と中学校が連携して取り組んでいる実践などを発信していくことが必要である。
- 当日の運営について、時間配分の面で課題が残ったため、次年度は検討していく。